

第 56 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 1 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 議題
4-(2)	第 1 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 概要
5-(1)	第 33 回 魚類・水産製品部会 (CCFFP) 議題
5-(2)	第 33 回 魚類・水産製品部会 (CCFFP) 概要
6-(1)	第 8 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 仮議題〔仮訳〕
6-(2)	第 8 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 主な検討課題
7-(1)	第 46 回 食品添加物部会 (CCFA) 仮議題〔仮訳〕
7-(2)	第 46 回 食品添加物部会 (CCFA) 主な検討課題
8-(1)	第 28 回 一般原則部会 (CCGP) 仮議題〔仮訳〕
8-(2)	第 28 回 一般原則部会 (CCGP) 主な検討課題
9-(1)	第 46 回 残留農薬部会 (CCPR) 仮議題〔仮訳〕
9-(2)	第 46 回 残留農薬部会 (CCPR) 主な検討課題

第 56 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 26 年 3 月 12 日（水）

13:30 ～ 16:00

場所：厚生労働省専用第 18-20 会議室

議 事 次 第

1. 議題

○最近検討された議題について

- ① 第 1 回 スパイス・料理用ハーブ部会
- ② 第33回 魚類・水産製品部会

○今後検討される議題について

- ③ 第 8 回 食品汚染物質部会
- ④ 第46回 食品添加物部会
- ⑤ 第28回 一般原則部会
- ⑥ 第46回 残留農薬部会

2. その他

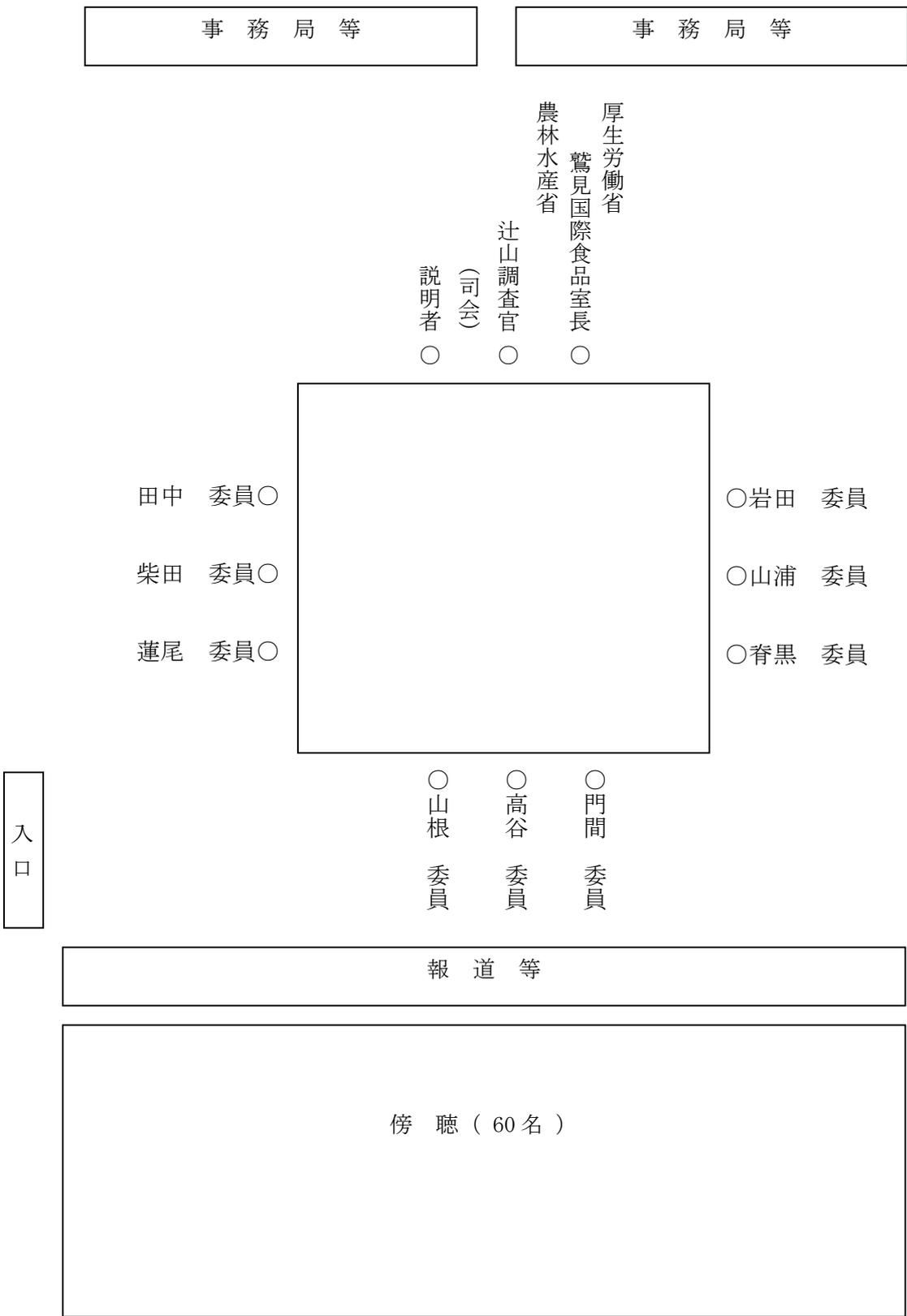
コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50 音順)

いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部 部長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学 生物資源科学部 農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	一般財団法人 食品産業センター 参与
かんだ 神田	としこ 敏子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 専門委員
しばた 柴田	あつし 温	全国農業協同組合連合会 開発企画室 室長
せぐる 脊黒	かつや 勝也	日本食品添加物協会 常務理事
たかや 高谷	さとし 幸	公益社団法人 日本食品衛生協会 専務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 現代生活学部 健康栄養学科 教授
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 常任顧問
ほその 細野	あきよし 明義	公益財団法人 日本乳業技術協会 理事長
やまうら 山浦	やすあき 康明	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員
やまね 山根	かおり 香織	主婦連合会 会長
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科 教授

第 56 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 26 年 3 月 12 日 (水)



FAO/WHO 合同食品規格計画
第 1 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)

日時：2014 年 2 月 11 日 (火) ～ 2 月 14 日 (金)
場所：コチ (インド)

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3	スパイス・料理用ハーブ部会における作業に関する他の国際機関の活動
4	スパイス・料理用ハーブ部会における作業管理の枠組み
5	作業の優先順位付けに関するメカニズム
6	新規作業提案
7	その他の事項及び今後の作業
8	次回会合の日程と開催地
9	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 1 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2014 年 2 月 11 日（火）～2 月 14 日（金）

場所：コチ（インド）

2. 参加国及び国際機関

40 加盟国、1 加盟機関（EU）、7 国際機関から 101 名

3. 我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課国際基準専門官 坂下 誠

農林水産省食料産業局食品製造卸売課海外展開戦略推進係長 諸岡 宏

テクニカルアドバイザー

全日本スパイス協会

徳永 淳一郎

4. 概要

議題 1 議題の採択

議長から、議題 5（作業の優先順位付けに関するメカニズム）を議題 4（スパイス・料理用ハーブ部会における作業管理の枠組み）の前に議論すること、議題 5 の検討結果を考慮しながら、議題 6 について勧告を準備する会期内作業部会（in-session Working Group）を議題 5 の議論のすぐ後に米国を議長国として設置することが採択された。

議題 2 コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項

コーデックス事務局から、第 36 回総会で決定されたスパイス・料理用ハーブ部会に関する事項、第 45 回食品衛生部会（CCFH）で協議された「スパイス及び乾燥芳香性ハーブに関する衛生実施規範改訂原案」に関する事項及び第 45 回食品添加物部会（CCFA）において協議された「個別食品規格の食品添加物条項と GSFA（General Standard for Food Additives）の関連条項の整合をとるためのディシジョンツリーの適用」について報告があった。

議題 3 スパイス・料理用ハーブ部会における作業に関する他の国際機関の活動

WHO（世界保健機関）より、CCFH から FAO（国連食糧農業機関）及び WHO に対して、スパイス及び芳香性ハーブの消費に関し、サルモネラの健康への影響の有無についてリスク評価を行うよう依頼したこと等が報告された。

国際胡椒共同体（仮訳）（International Pepper Community, IPC）より、国際胡椒共同体は国連アジア太平洋経済社会委員会（United Nation Economic and Social Commission for Asia and the Pacific, UN-ESCAP）のもとに設立された政府間組織

であり、黒コショウ及び白コショウの規格を既に作成している旨説明された。

その他、国際香辛料貿易協会（仮訳）（IOSTA）及び ISO（国際標準化機構）からその活動内容について説明があった。

議題4 スパイス・料理用ハーブ部会における作業管理の枠組み

作業文書で示された以下の6つのポイントについて議論がなされた。

① 《部会の開催頻度・期間について》

開催頻度について、部会が設立されたばかりであり、決めるべきことが多々あることから年1回の開催を希望する意見もあったが、議論の結果、議長国及び参加国の財政事情、事前準備の必要性、他部会の開催頻度を考慮し、約18ヶ月毎に開催することで合意された。また、開催時期については生鮮果実・野菜部会（CCFFV）との間隔について留意することとなった。

開催期間について、部会の効率性の観点から5日間の開催期間に加え、部会開始直前に物理作業部会の開催を希望する意見、一方で、食品表示部会（CCFL）では作業量に応じて期間を5日間から4日間に短縮しているという事実を踏まえ、議論の結果、開催期間は5日とするが、作業量に応じて期間を変更することとなった。

② 《議論する規格数》

議長国であるインドから、1回の部会で議論する規格の品目数はスパイス2品目、料理用ハーブ2品目の最大4品目と提案されていたが、多くの国が協議する品目数・スパイス・料理用ハーブの割合について事前に決めることについて否定的であったため、当該品目・割合については事前に限定しないこととなった。

③ 《部会内での新規作業の検討》

部会開催毎に会期内作業部会を設置し、「作業の優先度を定めるためのクライテリア」に照らして新規作業提案をレビューし、部会本会合への勧告を準備することが合意された。

④ 《一般規格でのスパイス・料理用ハーブのグルーピング》

部会より、グルーピングは規格の定型書式（template）作成と密接に関係していることが説明された。定型書式の利用は作業を容易にし、より明確な規格の作成を可能とする旨、また、急速冷凍果実などの規格グループに水平的に適用される規格様式（standard layout）について、加工果実・野菜部会（CCPFV）で作業中である旨などの言及があった。議論の結果、インドを議長国として電子作業部会を設置し、次回部会のための討議文書を作成するために、以下の2点を実施することが合意された。

- ・ スパイス・料理用ハーブをグルーピングするための意図及び目的を明らかにすること

- ・ 科学的技術的情報及び他部会で利用されている分類方法やグルーピングの作業を考慮したスパイス・料理用ハーブのグルーピングを提案すること

⑤ 《複数部会間における CCSCCH 作業》

作業文書の記載どおり、コーデックス手続きマニュアルの「個別食品部会と一般問題部会の関係」に従うことが合意された。

⑥ 《共同開催国》

ナイジェリアの CCSCCH における共同開催の申し出について、インドが 2、3 回の部会開催の経験を積んだ後にナイジェリアと共同で部会開催することについて言及した。

議題 5 作業の優先順位付けに関するメカニズム

我が国を含めた多くの国が現コーデックス手続きマニュアルの規準は十分であり、当該規準を利用することは他の個別品目部会との一貫性が得られるとの立場を表明し、議論の結果、コーデックス手続きマニュアルに掲載されている「作業の優先度を定めるためのクライテリア」を利用することで合意された。

議題 6 新規作業提案

会期内作業部会の議長国を務めた米国より、同作業部会における検討結果について以下のとおり報告された。

- ・ 新規作業として提案のあったオレガノ（アルゼンチン）、パプリカ（アルゼンチン）、コショウ（インド、米国、インドネシア）、ローズマリー（インド）、クミン（インド）、タイム（インド）、サフラン（イラン）及びナツメグ（インドネシア）のプロジェクト・ドキュメント（括弧内は提案国）の内容について検討した。しかしながら、ナツメグについては同文書の提出が遅く、メンバー国が十分検討する時間がなかったため本作業部会では協議しないこととした。
- ・ CCFFV でチリペッパーの規格が作成されたことから、（乾燥）パプリカの規格については CCFFV 及び CCPFV のもとで作成すべきか否かについて明確化する必要がある。
- ・ ローズマリー及びサフランのプロジェクト・ドキュメントは更なる作業が必要である。
- ・ 現在提出されている黒・白・緑コショウ、クミン、オレガノ及びタイムの順番でプロジェクト・ドキュメントについて微修正した上で、新規作成する品目として次回総会に諮ることが勧告された。

会期内作業部会の結果を受け、ナツメグ、ローズマリー及びサフランについて次回会合で検討するため、それぞれのプロジェクト・ドキュメントの提出国であるインドネシア、インド及びイランが同ドキュメントを修正し、再提出することが支持された。

また、複数の国から（乾燥）パプリカは CCSCCH で検討されるべきであり、CCFFV やCCPFV などの他部会に相談し、検討を遅らせるべきではない旨発言があった。一方で、作業の重複を避けるため決定前に他部会との相談は必要であるとする発言もあった。議論の結果、本年開催される CCFFV、CCPFV において、（乾燥）パプリカの規格を議論する部会について明確化することで合意された。

次回総会で新規規格の作成が承認された後、以下の電子作業部会を設置することが合意された。

- 黒・白・緑コショウ
（議長国：インド、共同議長国：カメルーン／インドネシア）
- クミン（議長国：EU、共同議長国：インド）
- オレガノ（議長国：アルゼンチン、共同議長国：ギリシャ）
- タイム（議長国：EU、共同議長国：スイス）

これら電子作業部会において、ステップ3で規格原案について各国のコメントを求め、次回会合で検討することとなった。

議題7 その他の事項及び今後の作業

その他の事項及び今後の作業については提案されなかった。メキシコから将来的な共同開催国について関心が示された。

議題8 次回会合の日程及び開催地

次回会合は、2015年9月インドにおいて開催予定。

スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
黒・白・緑コショウの規格原案	1/2/3	第 37 回総会 電子作業部会（議長国：インド、共同議長国：カメルーン／インドネシア）
クミンの規格原案	1/2/3	第 37 回総会 電子作業部会（議長国：EU、共同議長国：インド）
オレガノの規格原案	1/2/3	第 37 回総会 電子作業部会（議長国：アルゼンチン、共同議長国：ギリシャ）
タイムの規格原案	1/2/3	第 37 回総会 電子作業部会（議長国：EU、共同議長国：スイス）
スパイス・料理用ハーブのグルーピングに関する討議文書	-	電子作業部会（議長国：インド） 第 2 回 CCSCH

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 33 回魚類・水産製品部会 (CCFFP)

日時：2014 年 2 月 17 日（月）～2 月 21 日（金）

場所：ベルゲン（ノルウェー）

議題

1	議題の採択
2(a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
2(b)	FAO/WHO から提起された事項
2(c)	OIE から提起された事項
3	生及び活二枚貝の規格におけるバイオトキシンの参照法及び確認法の性能基準原案（ステップ 7）
4	くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚製品の規格案 食品添加物のセクション（ステップ 7）
5	急速冷凍ホタテ貝柱の規格原案（ステップ 7）
6	魚類及び水産製品に関する実施規範原案（ホタテ貝のセクション） （ステップ 4）
7	魚類及び水産製品に関する実施規範原案（チョウザメキャビアのセクション） （ステップ 4）
8	魚類及び水産製品に関する実施規範原案（フィッシュソースのセクション） （ステップ 4）
9	魚類及び水産製品に関する規格における食品添加物条項案（既に合意された規格について）
10	ヒスタミンに関する討議文書
11	窒素係数に関する討議文書

12	魚類及び水産製品に関する実施規範原案の討議文書（最終製品に対する任意の要求に関する別添について）
13	次回会合の日程及び開催地
14	報告書の採択

第 33 回魚類・水産製品部会 (CCFFP) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2014 年 2 月 17 日（月）～2 月 21 日（金）

場所：ベルゲン（ノルウェー）

2. 参加国及び国際機関

58 加盟国、1 加盟機関、5 国際機関 合計 161 人

3. 我が国からの出席者

農林水産省水産庁漁政部加工流通課課長補佐	富永温夫
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全班係長	松島博英
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課衛生専門官	仲川 玲
山口大学共同獣医学部病態制御学講座教授	豊福 肇
国立医薬品食品衛生研究所安全情報部主任研究官	登田美桜

4. 概要

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

分析・サンプリング法部会 (CCMAS) から、アワビ及びくん製魚の規格内に定められているサンプリングプランについては、サンプリングに関する一般原則 (CAC/GL 50-2004) を引用するだけでなく、具体的なサンプリングプランについて規格で言及する必要がある旨指摘されたことが報告された。議論の結果、規格に含めるべきサンプリングプランに関する情報、あるいは、具体的なサンプリングプランの案を CCMAS に提示してもらうよう提案することが合意された。

議題 3. 生及び活二枚貝の規格におけるバイオトキシンの参照法及び確認法の性能基準案 (ステップ 4)

(経緯)

生及び活二枚貝の規格に含めるバイオトキシンの参照法及び確認法については、各国が日常的に利用できる検査法を確保するため、特定の検査法に限定するのではなく、性能基準の適用 (クライテリアアプローチ) を検討してきた。前回部会 (2012 年) で合意された性能基準案については、昨年 (2013 年) の第 36 回総会で承認されたものの (ステップ 5)、CCMAS では、①マウス試験法 (MBA) は現在のコーデックスにおける分析法では Type I に位置づけられ、Type I はクライテリア化できないこと、②コーデックスにおける分析法の分類システム上、Type I 分析法がある場合は Type II や Type III の分析法を同時に承認することは出来ないことなどが指摘され、承認されなかった。

(結果)

麻痺性貝毒（サキシトキシン群）の検査法として、MBA を含む生物学的分析法を採用すべきとする国と、機器分析法を採用すべきとする国で意見がまとまらず、最終的に麻痺性貝毒については、機器分析法による性能基準及び生物学的分析法を併記することで合意した。一方、MBA から機器分析法への移行が進んでおり、かつ分析対象成分が限られているオカダ酸群、ドウモイ酸及びアザスピロ酸群については、機器分析法での性能基準案が合意された。修正した規格案をステップ8として本年7月の第37回総会に諮るとともに、CCMAS に承認を求めることとなった。

議題 4. くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚製品の規格案 食品添加物のセクション (ステップ7)

(経緯)

昨年7月の第36回総会において規格は採択されたが、一部の添加物について、さらに検討が必要であるとして継続協議となっていた。

(結果)

ブリリアントブルーFCF、カラメル I 及び亜硝酸ナトリウムについて議論されたが、いずれの添加物もくん製魚の規格に加えないことで合意された。

議題 5. 急速冷凍ホタテ貝柱の規格案 (ステップ7)

(経緯)

前回部会（2012年）で、「製品にも求められる品質について定めた規定（3.1、3.2及び3.3）を満たしていることを確認するための科学的基準を各国が定めることができる。輸出国が輸出されるホタテについて科学的な情報を有している場合には、輸入国が定めた基準について種ごとに検討することを求めることができる」とする記述に関して、このような二国間の問題について規定できるかどうかについては、他のコーデックス規格にも影響を与える問題であることから、食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）に意見を求める事となっていた。また、許容される寄生虫についても意見が収束しなかった。

(結果)

規格の対象や、加水されたホタテの表示等について議論が行われた結果、当該規格案をステップ8として本年7月の第37回総会に諮ることが合意された。各項目における主な議論は以下のとおり：

(1) 添加された水の決定

CCFICS から紹介のあったガイドラインは、一般的な内容であり、当該記述で言及されているのは、加水したホタテに関する特殊な内容であるとして、規格に含めるべきと主張があり、若干の修正を行ったうえで規格に含めることが合意された。

(2) 寄生虫

実質的に寄生虫の混入ゼロを求めるのは非現実的であるとする一方、少しでも主観的な要素を減らすべきとの主張を考慮して、最終的に” The presence of parasites at an objectionable level” であれば欠陥とすることが合意された。

(3) 規格の対象

前回部会（2012年）で、規格の対象を(i)生または冷凍ホタテ貝柱、(ii)卵付き生または冷凍ホタテ貝柱、(iii)加水処理された冷凍ホタテ貝柱及び卵付き冷凍ホタテ貝柱、及び(iv)添加物を使用せずに加水処理された生ホタテ貝柱、とすることが合意されていた。しかし、(iv)について、添加物を使用せず、かつ冷凍もしないホタテ貝柱を製造する目的が不明であり、規格から削除すべきと指摘された。議論の結果、今後(iv)の製品について必要があれば別途規格を作成しうることを確認した上で、(iv)については削除することが合意された。

(4) 表示

加水処理した製品については、製品に占めるホタテ貝柱の割合及び加水した水の割合の両方を表示することが求められていたが、各国が表示すべき情報を選択できるように” and” を” and/or” とするとともに、” in accordance with the law and custom in the country in which the product is sold” をパラグラフの最後に追加することとなった。また、セクション7.1（製品名）において、” For products covered by 2.1.3, “added water” shall be part of the name of the product” を追加することも合意された。

議題6. 魚類及び水産製品に関する実施規範原案（ホタテ貝のセクション）（ステップ4）

今次会合に向けて各メンバーから提出されたコメント、議題5で検討され合意された規格の内容を踏まえて、実施規範原案を検討するための電子作業部会を立ち上げ（議長国：カナダ）、必要に応じて、次回会合の直前に物理的作業部会を設置して検討することが合意された。

議題7. 魚類及び水産製品に関する実施規範原案（チョウザメキャビアのセクション）（ステップ4）

（経緯）

第30回部会（2009年）でチョウザメキャビアの規格が作成されたことを踏まえて、魚類及び水産製品の実施規範の一部としてチョウザメキャビアの実施規範を作成する新規作業を開始することをイランが提案し、作業が開始された。

（結果）

「定義」等、実施規範原案の一部について議論が行われたが、時間の制約からその他の部分については、引き続き電子作業部会を設立して（議長国：イラン）、ステップ3として検討することが合意された。

議題8. 魚類及び水産製品に関する実施規範原案（フィッシュソースのセクション）（ステップ4）

（経緯）

第 31 回部会（2011 年）でフィッシュソースの規格が作成されたことを踏まえて、魚類及び水産製品の実施規範の一部としてフィッシュソースの実施規範を作成する新規作業を開始することをタイ及びベトナムが提案し、昨年（2010 年）の第 36 回総会で承認された。

（結果）

電子作業部会の議長を務めたタイより、電子作業部会における議論の概要が報告されるとともに、電子作業部会終了から今次部会開催までに各メンバーから提出されたコメントを反映した実施規範原案が議場配布文書（CRD16）として提出された。当該文書に基づいて議論した後、議長から当該ドラフトをステップ 5 に進め、本年 7 月の第 37 回総会に諮ることが提案され、合意された。

議題 9. 魚類及び水産製品に関する食品添加物条項案（既に合意された規格について）（ステップ 4）

（経緯）

魚類及び水産製品に関する既存の規格中で定められている食品添加物の規定を、食品添加物のコーデックス一般規格（GSFA）に統一することについて、前回部会（2012 年）会期中の物理的作業部会及び閉会期間中の電子作業部会（議長：米国、EU）で検討が行われた。

（結果）

会期内作業部会（議長国：米国、EU）を開催し検討が行われた。既存の各規格に対して、新たに使用を認める添加物のリストが作成され、食品添加物部会（CCFA）の承認を求めることが合意され、本会合でも同様に合意された。引き続き電子作業部会（議長国：EU）を設置し、既存規格中の添加物規格と GSFA との齟齬について検討することが合意された。

議題 10. ヒスタミンに関する討議文書

（経緯）

前回部会（2012 年）において、電子作業部会（議長国：日本、米国）を設置し、①FAO/WHO 専門家会合の結果をどのように魚類及び水産製品の実施規範に反映するかの検討、②FAO/WHO に新たに助言を求める必要がある事項の検討、③専門家会合の報告書で明確化が必要なところの確認、④ヒスタミンの衛生基準及びそれに関するサンプリングプランの提案等、について作業することとなっていた。

（結果）

電子作業部会での議論をもとに、会期内作業部会（議長国：日本）を開催して、現行のヒスタミン基準値及びサンプリングプランを見直すべきか否かについて議論を行ったが合意には至らなかった。一方で、ヒスタミンは適正衛生規範（GHP）や危害分析重要管理点（HACCP）の適用により容易にコントロールできるという専門家会合の結論に基づき、新たに電子作業部会（議長国：日本）を設置し、ヒスタミンの管理に係るガイドラインの作成作業を開始することで合意した。

その後の全体会合で、電子作業部会の設置には合意が得られた。一方、その附託事項

について、ガイドラインの検討に限定せず、基準値等についても引き続き議論すべきとの主張があり、議論の結果、ガイドラインの作成作業に加えて、ヒスタミンの基準値（不確定係数（Uncertainty Factor（UF）の適用を含む）について検討するとともに、サンプリングプランや腐敗(decomposition)基準、摂食指導等のその他のリスク管理措置についても検討することとなった。

議題 11. 窒素係数に関する討議文書

（経緯）

前回部会（2012年）に於いて、フィッシュスティック規格で定められている窒素係数について、その有効性についてレビューするための討議文書を米国、英国及びニュージーランドを中心にして作成することが合意されていた。

（結果）

規格のセクション7.4に示されている魚種毎の窒素係数の表や計算法について規格から削除し、当該情報については、FAO等、外部のウェブサイトで閲覧可能とすることが概ね合意された。しかし、作業文書の回付がが会合直前であったことから、加盟国が十分な検討時間を持つことが出来なかったことを考慮し、最終的な意思決定は次回会合まで先送りすることとなった。

議題 12. 魚類及び水産製品に関する実施規範の討議文書（最終製品に対する任意の要求に関する別添について）

（経緯）

第22回部会（1996年）において、魚類及び水産製品に関する規格のうち、消費者の保護とは直接関係のない規格について、「魚類及び水産製品に関する実施規範」としてまとめることが合意された。その中で、特に最終製品の品質に関する結果については、実施規範の任意(optional)の別添として取りまとめることとされていた。

（結果）

任意の要求に関する別添に含まれる内容は、商業ベースの取り決めの中で定められる事項であり、実施規範に加える必要はないとの意見が出され、議論の結果、当該別添は基本的に実施規範から削除することとなった。一方、すでに起草されている別添のうち、食品安全や品質の観点から、既存の規格や実施規範に加えた方が良いと考えられる事項がある場合には、それらを追加した具体的な規格または実施規範の変更案について、各メンバーが次回会合までに提案することが合意された。

議題 13. その他の事項及び今後の作業

コロンビアが、ピラルクー（南米アマゾン川流域に分布する大型の淡水魚）の規格作成を提案したが、時間の制約から今次部会では検討せず、次回会合までに Project document を用意するように同国に求め、次回会合で検討されることとなった。

議題 14. 次回会合の開催日程及び開催地

第 34 回会合は、約 18 ヶ月後に開催するとされた。

(参考)

魚類・水産製品部会 (CCFFP) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
生及び活二枚貝の規格におけるバイオトキシンの参照法及び確認法の性能基準案	8	第 37 回総会 第 35 回分析・サンプリング法部会
くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚製品規格案	—	第 46 回食品添加物部会
急速冷凍ホタテ貝柱の規格案	8	第 37 回総会 第 35 回分析・サンプリング法部会
魚類及び水産製品に関する実施規範原案 (ホタテ貝のセクション)	3	電子作業部会 (議長: カナダ) (物理的作業部会)
魚類及び水産製品に関する実施規範原案 (チョウザメキャビアのセクション)	2 / 3	電子作業部会 (議長: イラン)
魚類及び水産製品に関する実施規範原案 (フィッシュソースのセクション)	5	第 37 回総会
魚類及び水産製品に関する規格における食品添加物条項案 (既に合意された規格について)	—	第 46 回食品添加物部会
ヒスタミンの討議文書	—	電子作業部会 (議長: 日本、米国)

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 8 回食品汚染物質部会 (CCCF)

日時：2014 年 3 月 31 日（月）～4 月 4 日（金）

場所：デン・ハーグ（オランダ）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及び WHO (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) を含む) からの 関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
産業及び環境由来の汚染物質	
5	食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格 (GSCTFF) (CODEX STAN 193-1995) の特定品目中の鉛の最大基準値 (ML) の改訂原案 (ステップ 4)
6	コメ (玄米及び精米) 中のヒ素の最大基準値原案 (ステップ 4)
毒素	
7	穀類及び穀類製品中のデオキシニバレノール (DON) の最大基準値案及び関 連するサンプリングプラン (ステップ 7)
8	穀類及び穀類製品中のアセチル DON の最大基準値原案
9	トウモロコシ及びトウモロコシ製品中のフモニシンの最大基準値原案及び 関連するサンプリングプラン (ステップ 4)
10	ソルガム中のアフラトキシン類及びオクラトキシン A 汚染の防止及び低減 に関する付属書原案 (穀類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範) (ステップ 4)
11	食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド汚染の防止及び低減のための 雑草防除に関する実施規範原案 (ステップ 4)

食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格	
12	食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（CODEX STAN 193-1995）のエディトリアルな修正
討議文書	
13	コメのヒ素汚染の防止及び低減に関する実施規範の作成に関する討議文書
14	穀類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範の改訂の可能性に関する討議文書
15	穀類中のアフラトキシンに関する討議文書
16	魚類及び捕食性魚類のメチル水銀のガイドライン値の見直しに関する討議文書
17	直接消費用（ready-to-eat）落花生の総アフラトキシンに関する最大基準値及び関連するサンプリングプランの作成に関する討議文書
18	ハロゲン化溶媒に関する討議文書
一般問題	
19	JECFA における汚染物質及び自然毒の優先評価リスト
20	その他の事項及び今後の作業
21	次回会合の日程及び開催地
22	報告書の採択

第 8 回食品汚染物質部会（CCCF）の主な検討議題

日時：2014 年 3 月 31 日（月）～4 月 4 日（金）

場所：デン・ハーグ（オランダ）

主要議題の検討内容

仮議題 1. 議題の採択

事前に送付されている仮議題案の是非を求めるものである。

検討内容の関連性を考慮し、仮議題 8 は仮議題 7 の前に、仮議題 15 は仮議題 14 の前に議論することを提案したい。

仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

総会及び他部会からの付託事項についてコーデックス事務局より報告される予定。報告を聴取し、適宜対応することとしたい。

仮議題 3. FAO 及び WHO（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項

FAO 及び WHO 並びに JECFA が食品中の汚染物質及び毒素に関して実施した作業及び実施予定の作業について説明がなされる予定。情報収集に努め、適宜対応することとしたい。

仮議題 4. その他の国際機関からの関心事項

FAO 及び IAEA（国際原子力機関）より、コーデックスの作業に関連した食品及び農業分野の原子力技術に関する活動報告が行われる予定。情報収集に努め、適宜対応することとしたい。

仮議題 5. 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（GSCTFF）（CODEX STAN 193-1995）における特定品目中の鉛の最大基準値（ML）の改訂原案（ステップ 4）

（経緯）

2010 年の第 73 回 JECFA において、従来設定されていた暫定週間耐容摂取量（PTWI）が取り下げられたことを受けて、特に乳幼児、子供の鉛暴露を減らす観点から、GSCTFF に記載されている一部の品目に関して鉛の ML の改訂が検討されている。

昨年（2013 年）の第 7 回会合では一部の品目に関して改訂原案に合意し、ステップが進められたが、電子作業部会（eWG）（議長国：米国）を再度設置し、原案作成が先送りされた「果実類」、「野菜類」、「乳製品」及び「乳児用調製乳」中の鉛の ML 改訂原案を検討することとなった。

eWG が作成した討議文書では、我が国を含む 24 ヶ国から WHO の地球環境モニタリングシステム／食品汚染モニタリングプログラム（GEMS/Food）に提出された直近 10 年の含有実態データに基づき、現行 ML 及び仮定 ML を満たすデータの割合を算出し、国際貿

易に及ぼす影響や実行可能性を考慮した結果、次の改訂原案（現行基準値の維持を含む。）が提案されている。

品目	現行 ML (mg/kg)	改訂原案 (mg/kg)
熱帯・亜熱帯性果実（果皮も食すもの）	0.1	維持
熱帯・亜熱帯性果実（果皮は食さないもの）	0.1	維持
ベリー類及びその他小型果実類	0.2	0.1
かんきつ類	0.1	維持
仁果類	0.1	維持
核果類	0.1	維持
アブラナ属野菜類	0.3	0.1
鱗茎類	0.1	維持
ウリ科の果菜類	0.1	0.05
ウリ科以外の果菜類（キノコ類を除く）	0.1	0.05
葉菜類	0.3	維持
マメ科野菜類	0.2	0.1
塊茎類	0.1	維持
二次乳製品	0.02	維持
乳児用調製乳（フォローアップミルク、医療用調製乳を含む）	0.02	0.01

なお、これらの改訂原案に加えて、「乾燥果実」及び「茎菜類」の鉛の ML の新規設定に関する作業提案が行われている。

（対処方針）

我が国としては GSCTFF の ML 設定の規準に則り適切に改訂案が検討されるよう対応するとともに、各 ML が適用される食品の範囲及び部位を明確にすることが重要との立場で対応したい。

なお、「乾燥果実」及び「茎菜類」についての新規作業の提案に関しては、本作業の委任事項の範囲外であるため、まずは現行 ML の見直し作業を優先するとともに、作業を行う場合には、別途 eWG 等を設置し、GSCTFF の基準値設定の規準に則り必要性を検討すべきとの立場で対応したい。

仮議題 6. コメ（玄米及び精米）中のヒ素の最大基準値原案（ステップ 4）

（経緯）

2012 年の第 6 回会合において、さらなる実態データを集めて原案を検討することに合意し、ステップ 4 に留め置かれていたもの。昨年（2011 年）の第 7 回会合では、eWG（議長国：中国、共同議長国：日本）が、今次会合の議論に向けて ML 案に関する討議文書を用意することで合意するとともに、加盟国、特にコメ生産国に対して、コメ中の無機ヒ素の含有実態等のデータを eWG に提出することとなった。

eWG が作成した討議文書では、日本を含めた 9 つの加盟国から提出された実態データの解析結果に、GSCTFF における ML 設定の規準を適用し、コメ中の無機ヒ素に関して新たな ML 原案が提示されるとともに、部会に対して、以下の内容を検討するよう勧告されている。

(1) ML の適用対象品目を精米と玄米の両方、または、精米のみとするか検討すること。

- (2) ML 原案を精米で 0.2 mg/kg、玄米で 0.4 mg/kg とすること。
- (3) ML の適用対象を精米と玄米の両方とした場合、玄米用の ML を満たす玄米を精米に加工（とう精）した後に精米用の ML を満たさない場合があるため、流通上の不必要な混乱を避ける観点から、ML 適用に当たってのガイダンスを議論すること。
- (4) 分析室でのとう精の実行可能性や経済的影響を考慮しつつ、以下を検討すること。
- ・ とう精歩合も含めた分析室におけるとう精方法の規定
 - ・ 玄米中の無機ヒ素濃度から精米中の無機ヒ素濃度を推計する加工係数の規定
- (5) (3)、(4)の検討に必要な情報が、中国と日本から提供された情報に限定されているため、加盟国、特にコメ生産国に対し、以下の情報の提供を促すこと。
- ・ 同一の分析試料から得られた玄米及び精米の無機ヒ素濃度
 - ・ 各国の加工・流通におけるとう精歩合
- (6) JECFA に対して、ML 案の最終採択までに、ML 案を適用した場合における無機ヒ素の暴露、特にコメを多食する集団における暴露の評価を依頼すること。

(対処方針)

我が国としては、日本を含む各国の実態データをもとに、GSCTFF における ML 設定の規準に則って eWG により新たに提案された ML 原案を支持する立場で対応したい。

ML の適用対象品目については、日本では国産米の流通（産地から米の卸・小売：玄米、スーパー等：精米）と、米の輸入（ほとんどが精米）を考慮すると、実態として玄米と精米の両方が望ましい。国際基準の設定により、貿易上の不要な混乱が生じる可能性を減らすため、基準策定に先立ち eWG が勧告した基準適用に係るガイダンスやとう精方法を規定するためにデータ収集が必要との立場で適宜対処したい。さらに、我が国として、引き続き関連する調査研究及び情報提供に積極的に取り組むことを表明したい。

仮議題 7. 穀類及び穀類製品中のデオキシニバレノール (DON) の最大基準値案及び関連するサンプリングプラン (ステップ 7)

(経緯)

本部会では、過去にも穀類の DON の ML の検討が度々行われてきたが、その都度含有実態に関するデータが不足しているとして、作業が中断されてきた。本作業は 2010 年の第 72 回 JECFA での評価において多くの含有実態データが収集されたことから、これをベースとして 2011 年の第 5 回会合から作業が再開されたもの。

昨年（2010 年）の第 7 回会合で、以下に掲げる原案と関連するサンプリングプランを同年の第 36 回総会に諮ることで合意したが、乳幼児用食品については、ML の適用を、「消費される形態のもの」にするか、あるいは「乾物状態のもの」にするのかを明確にする必要とされた結果、全ての原案が案としてステップ 5 で採択された。なお、昨年の会合及び総会において、一部の国から、未加工の穀類に対して ML を設定することの是非について懸念が示されており、次期会合でもこれらが論点となることが予想される。

品目	説明	ML 案(mg/kg)
未加工の穀類（小麦、大麦、トウモロコシ）	被害粒の選別・除去前のものに適用	2
小麦、大麦又はトウモロコシを原料とする		1

フラワー、セモリナ、ミール及びフレーク		
穀類を主原料とする乳幼児用食品 (生後 12 ヶ月の乳児、12-36 ヶ月の幼児向けの穀類を主原料とする全ての食品)	消費される形態のもの に適用	0.2

(対処方針)

我が国としては、GSCTFF の ML 設定の規準や穀物中のかび毒汚染の低減及び防止に関する実施規範 (CAC/RCP 51-2003) の内容を念頭に、ML が国際的に貿易される主要な形態である未加工の穀類に対して適切に設定されるよう対応したい。また、2010 年の第 4 回会合において、本作業が食用の穀類のみを対象とすることに合意していることを受け、飼料用の穀類及び穀類加工品が当該 ML の対象外であることを明確にすべきとの立場で対応したい。

仮議題 8. 穀類及び穀類製品中のアセチル DON の最大基準値原案 (ステップ 4)

(経緯)

2010 年の第 72 回 JECFA が DON とアセチル DON (3-AcDON、15-AcDON) のグループに対して耐容摂取量を設定したことを受けて、2011 年の第 5 回会合において DON 及びアセチル DON の ML 原案が議論された。しかし、DON については十分なデータがあるものの、アセチル DON については実態データや分析法に関する情報が不足していることを考慮し、DON 単独の ML 策定作業を先に実施し、今次会合において DON 単独で検討した ML をアセチル体に適用拡大することを議論することに合意していたもの。昨年(2010)年の第 7 回会合において eWG (議長国：カナダ、共同議長国：日本) を設置し、今次会合に向けて討議文書を準備することとされた。

(対処方針)

アセチル体が DON と同等の毒性を有すると見なされていることを考慮すれば、穀類及び穀類製品中の DON の ML をアセチル体を含めたものに拡大することが望ましい。しかしながら、ML の適用拡大の検討に利用可能な DON とアセチル体の含有データが限られた国(カナダ、日本など)からしか提出されておらず、小麦以外の穀類や穀類製品中のアセチル体を検出するための、国際的なガイドラインに則って妥当性が確認された分析法も確立していない。そのため、我が国としては、GSCTFF の ML 設定の規準に則って考えると、現時点では DON の ML をアセチル体に適用拡大するのは時期尚早であるとの立場で対応したい。

なお、我が国が eWG に提出した国産麦類の含有実態調査データでは、アセチル体の濃度は DON 濃度の 10%程度であることが示されている。穀類及び穀類製品に関して、妥当性が確認された分析法による同一試料中の DON 及びアセチル体の含有データ収集を継続し、DON 濃度に対するアセチル体の比率がこれよりも高いことが明らかとなった場合に、DON の ML のアセチル体への適用拡大を再検討することを提案したい。

仮議題 9. トウモロコシ及びトウモロコシ製品中のフモニシンの最大基準値原案及び関連

するサンプリングプラン（ステップ 4）

（経緯）

2009 年の第 3 回会合において、トウモロコシ及びトウモロコシ製品中のフモニシンの ML 策定が合意し、同年の第 32 回総会で新規作業として承認されたものの、JECFA でリスク評価が予定されていたことを考慮し、その結果が得られるまで検討が延期されていた。2011 年の第 74 回 JECFA でフモニシンのリスク評価が終了したことを受けて、2012 年の第 6 回会合で議論を再開したものの、トウモロコシのフモニシンに関して穀類の実施規範とは別の実施規範を作成する必要があるかどうかを検討するため、さらに 1 年議論が先送りされた。昨年（2011 年）の第 7 回会合で、実施規範の改訂作業は ML の策定作業に影響を与えないとして、今次会合で ML の議論を行うことが確認され、前々回の討議文書を再度回付し、コメントを求めた上で、ブラジルが改めて次の原案と関連するサンプリングプランを作成した。

品目	ML 原案(FB1+FB2) (µg/kg)
未加工のトウモロコシ（食用に限る）	5000
トウモロコシのフラワー/ミール	2000

（対処方針）

我が国としては、GSCTFF の ML 設定の規準に則り適切に設定すべきとの立場で対応したい。なお、JECFA は、最新のリスク評価においてフモニシンは飼料から畜産物へはほとんど移行しないと評価したことから、未加工のトウモロコシと同様に、トウモロコシ製品（フラワー/ミール）についても飼料を ML の適用対象から除くべきとの立場で対応したい。

仮議題 10. ソルガム中のアフラトキシン類及びオクラトキシン A 汚染の防止及び低減に関する付属書原案（穀類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範）（ステップ 4）

（経緯）

2012 年の第 6 回会合において、「穀物のかび毒による汚染の防止及び低減に関する実施規範」（CAC/RCP51-2003）の付属書として、ソルガム中のアフラトキシン類とオクラトキシン A の管理に関する付属書を作成するため、新規作業を開始することが合意された。昨年（2011 年）の第 7 回会合において、付属書の原案はステップ 2/3 に戻され、再度、eWG（議長国：ナイジェリア、共同議長国：スーダン）が設置され、今次会合までに効果が証明された措置に限定した付属書案を作成することとされた。

（対処方針）

本付属書原案については、科学的情報に基づき有効、かつ、実効可能な措置をまとめたものとなるよう適切に対応したい。

仮議題 11. 食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド汚染の防止及び低減のための雑草防除に関する実施規範原案（ステップ 4）

（経緯）

ピロリジジナルカロイド類（PAs）はキク科やムラサキ科などの植物体に含まれる自

然毒であり、PAs を含む雑草が食品及び飼料に混入することで、ヒト及び家畜の健康に悪影響を及ぼす可能性があるため、雑草管理のための実施規範の作成作業が進められている。昨年の第 7 回会合では、eWG（議長国：オランダ）が作成した原案をステップ 2/3 に戻して、eWG において構成や内容の再検討を行い、今次会合で再度議論することとなった。

（対処方針）

我が国としては、本規範原案は、食品及び飼料の PAs 汚染防止に有用なものであるため、ステップを進めて差し支えないとの立場で対応したい。

仮議題 12. 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（CODEX STAN 193-1995）のエディトリアルな修正

（経緯）

2009 年の第 3 回会合において、GSCTFF における食品分類システムの使用中止を決定したことを受けて、2010 年の第 4 回会合より、GSCTFF における ML が適用される食品及び飼料に関する記述を明確化する作業が続けられている。昨年の第 7 回会合では、ML の適用対象となる食品に関する説明として、個別食品規格を参照している ML については当該食品規格の定義を用いること、食品分類のコードが付されている一次産物等についてはコーデックスの食品分類（Codex MISC/4）の定義を用いることなどが合意された。今次会合では、eWG（議長国：EU、共同議長国：オランダ）が作成した修正案について議論される。

（対処方針）

eWG からは多くの変更、修正案が提案されているが、我が国としては、各 ML の適用対象となる食品や適用部位が、採択時の食品の定義と齟齬がないよう、前回会合における合意事項に基づいて、従来使用されてきた食品分類や個別食品規格の定義を引用することを基本とし、本作業によって ML の実質的な変更が生じないように対応したい。

仮議題 13. コメのヒ素汚染の防止及び低減に関する実施規範の作成に関する討議文書

（経緯）

前回会合において、eWG（議長国：中国、共同議長国：日本）において、討議文書に列記された管理措置が、暫定的な実施規範の作成に資するような容易に適用可能な措置となり得るかについて圃場における試験データ等に基づいて検討することとなった。また、可能ならば、実施規範原案を今次会合の検討に向けて討議文書に添付することが合意された。

eWG が作成した討議文書では、汚染源対策、生産段階での対策（資材投入、水管理、品種選択）、加工・調理段階での対策等に関する各国の実施状況及び最近の科学的知見を基に、生産段階での資材投入以外の対策については、現時点で容易に適用可能な措置であると結論づけられている。さらに、これらの措置を含む実施規範原案が提示されるとともに、部会に対して以下の通り勧告されている。

- (1) 実施規範の作成を新規作業として立ち上げること。
- (2) 実施規範は、今回提示された実施規範原案を基に作成すること。
- (3) 加盟国に対し、実施規範の作成に有益な調査研究の実施とその成果について加盟国間

で共有することを推奨すること。

- (4) 資材投入や水管理の実施時期等に関する試験研究が実施規範の改善に有用であることに留意すること。
- (5) 実施規範を作成する過程で、現在実施されている試験研究の成果を取り込んでいくこと。

(対処方針)

我が国としては、eWG の勧告の内容を支持するとともに、実施規範の作成や改善に役立つとされた調査研究について、引き続き積極的に取り組み、その成果を提供することを表明したい。

仮議題 14. 穀類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範の改訂の可能性に関する討議文書

(経緯)

昨年(2019年)の第7回会合では、本実施規範についてトウモロコシのフモニシンに関して改訂する必要性を検討する過程で、本規範が策定されてから10年が経過し、新たな科学的な知見が得られていることから、フモニシンに限定せずに規範全般に関して改訂作業を行うことが提案された。その結果、eWG(議長国:ブラジル、共同議長国:米国)を設置し、可能であれば改訂原案を含む討議文書を作成することに合意した。eWGが作成した討議文書では、HACCPのシステムを取り込むこと、アフラトキシンに関する付属書を作成すること、加工工程に関する規範を追加すること、生物学的防除を取り込むこと、予測モデルの利用を取り込むことなどが提案されている。

(対処方針)

我が国としては、本規範は穀類全般に関してかび毒の汚染低減のための重要な文書であることから、最新の科学的な知見に基づいて改訂作業を開始することについては基本的に支持するものとし、農業者や事業者において実行されている対策を反映すべきとの立場で対応したい。

仮議題 15. 穀類中のアフラトキシンに関する討議文書

(経緯)

昨年(2019年)の第7回会合では、GEMS/Foodを通じて穀類中のアフラトキシン含有データを収集するとともに、eWG(議長国:ブラジル、共同議長国:米国)を再度設置し、今次会合の検討に向けて穀類中のアフラトキシンのデータの評価及び解析を行い、どのように対処するのか報告及び勧告することが合意された。

eWGが作成した討議文書では、GEMS/Foodのデータでは、コメが最もアフラトキシンの汚染頻度及び濃度が高い穀類であることが指摘されており、暴露量やリスクを過大に見積もった推定結果に基づくものではあるものの、コメ中のアフラトキシンに10 µg/kg又は1 µg/kgというMLを設定した場合、コメを主食とするアジア地域のアフラトキシン摂取による健康リスクが低減することが報告されている。それらを受けて、穀類のアフラトキシンの汚染実態に関してさらなるデータ収集を行うことや、コメに関してMLの設定を検

討することなどが提案されている。

また、我が国が、eWGにおいて、コメのアフラトキシンに関する ML 設定よりも、コメのアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定の検討を優先すべきと提案したことを受けて、穀類のかび毒汚染防止及び低減に関する実施規範の付属書としてコメのアフラトキシンに特化したものを作成することの是非が論点としてあげられている。

(対処方針)

コメのアフラトキシン汚染は、我が国ではほとんど確認されておらず、GEMS/Food に提出されたデータでも、アジアなどコメの主要な生産地域の汚染濃度は低い。しかし、ごく一部の地域から提出されたデータに高い汚染が認められたことから、まずはコメのアフラトキシン汚染の原因等に関して、さらなる情報を収集すべきとの立場で対処したい。

その上で、これまで本部会では、かび毒に関する ML の設定を議論する際、まず最初に実施規範を作成し、それを実行した上で実態調査データを収集し、ML 設定の必要性を検討してきたことから、ML 設定の必要があれば、コメのアフラトキシンについても同様のアプローチを行うことを提案したい。なお、コメのアフラトキシン汚染の防止、低減に関して付属書を作成するには、まずは汚染が認められる国において、生産、乾燥、貯蔵等の各段階における管理がアフラトキシン汚染に及ぼす影響に関するデータ収集が必要であり、ソルガムで実施されているような国際的なプロジェクト研究の重要性を指摘したい。

仮議題 16. 魚類及び捕食性魚類のメチル水銀のガイドライン値の見直しに関する討議文書

(経緯)

昨年の第 7 回会合で、魚類及び捕食魚類中のメチル水銀ガイドライン値の見直しについて検討することを目的として、討議文書を作成するための eWG (議長国：日本、共同議長国：ノルウェー) を立ち上げることが合意された。

eWG が作成した討議文書では、ガイドライン値をメチル水銀で設定するのか総水銀で設定するのか、「魚類」及び「捕食性魚類」という分類が適切か等、現行のメチル水銀のガイドライン値を見直す際に検討すべき事項が提案されている一方で、魚食による健康へのベネフィットを考慮して、魚類中のメチル水銀のリスク管理措置について、更に議論が必要であるとされている。

(対処方針)

メチル水銀のガイドライン値 (または基準値) と、胎児等のハイリスクグループの保護を目的とした、妊婦等に対する摂食指導の組み合わせによるリスク管理措置を支持することを基本として適切に対応したい。

仮議題 17. 直接消費用 (ready-to-eat) 落花生の総アフラトキシンに関する最大基準値及び関連するサンプリングプランの作成に関する討議文書

(経緯)

昨年の第 7 回会合において、落花生のアフラトキシンについて、コーデックスでは加工原料用についてのみ ML が設定されているが、近年は、国際貿易において加工済み落花生の割合が増えており、各国で異なる ML が貿易上の障壁となっているとして、インドから

直接消費用落花生のアフラトキシンに関する ML 策定に関する新規作業提案が行われた。議論の結果、その必要性について議論するため、eWG（議長国：インド）を設置し、討議文書を作成することとなった。討議文書では、直接消費用木の実類の ML と同様の値である総アフラトキシンとして 10 µg/kg を原案として新規作業を行うことが提案されている。

（対処方針）

我が国としては、GSCTFF の ML 設定の規準に則り、必要性を検討すべきとの立場で対応したい。なお、新規作業を開始する場合には、ML の適用対象となる直接消費用落花生の定義を明確にするとともに、原案は木の実類と同じとするのではなく、落花生のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範（CAC/RCP 55-2004）に基づいて生産された直接消費用落花生中の含有実態データ等に基づいて、合理的に達成可能な範囲で、できる限り低い値を原案とすべきとの立場で対応したい。

仮議題 18. ハロゲン化溶媒に関する討議文書

（経緯）

昨年の第 7 回会合で、オリーブ糟油中のハロゲン化溶媒の ML を、オリーブ油及びオリーブ糟油に関するコーデックス規格（CODEX STAN 33-1981）から GSCTFF に移すという油脂部会（CCFO）の提案が検討されたが、どのような物質を「ハロゲン化溶媒」に含めるか、また、その ML を食品安全、品質のどちらの範囲で扱うか、さらなる検討が必要である点が指摘された。今次会合では、EU が作成した討議文書に基づいて議論される予定である。

（対処方針）

現時点で討議文書は未着である。提示される討議文書の内容を精査し、適切に対応したい。

仮議題 19. JECFA における汚染物質及び自然毒の優先評価リスト

（経緯）

本仮議題は、JECFA に評価を依頼する汚染物質や自然毒の優先リストの見直しを行うものである。現在のリストには、3-MCPD エステル、グリシドールエステル、非ダイオキシン様 PCB 及びピロリジジナルカロイドが掲載されている。

（対処方針）

3-MCPD エステル、グリシドールエステル、ピロリジジナルカロイドに関する我が国におけるサーベイランス及び調査研究等の実施状況並びにデータ提出時期について、適宜情報提供するとともに、情報収集に努める。

議題 20. その他の事項及び今後の作業

議題 21. 次回会合の日程及び開催地

議題 21. 報告書の採択

[省略]

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 46 回コーデックス食品添加物部会 (CCFA)

日時：2014 年 3 月 17 日（月）～ 3 月 21 日（金）

場所：香港（中国）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会、その他の部会及びタスクフォースからの付託事項
3	FAO / WHO 及び第 77 回 FAO / WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関心事項
4(a)	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の食品中の最大濃度の承認／改訂
4(b)	個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合
4(c)	食品添加物の摂取量のシンプルな評価のためのガイドライン (CAC/GL 03-1989) の改定
4(d)	選択された食品添加物の商業使用に関する情報 (CL 2013/8-FA Part B, point 4 への回答)
5(a)	GSFA の表 3 に規定されている乳化剤、安定剤、増粘剤の表 1 及び表 2 における食品添加物条項 -第 45 回 CCFA からの持ち越し
5(b)	表 3 に規定されている食品添加物：(i) 「pH 調整剤」以外の用途がある「pH 調整剤」、(ii) 「乳化剤、安定剤、増粘剤」、「着色料」、「甘味料」以外の用途のあるその他の表 3 に規定される食品添加物の表 1 及び表 2 における食品添加物条項
5(c)	食品分類 14. 2. 3 「ブドウ酒」及びそのサブカテゴリーにおける食品添加物条項
5(d)	食品分類 01. 1. 1 「乳及びバターミルク（プレーン）」及びそのサブカテゴリー並びに食品分類 01. 1. 2 「着香及び/又は発酵乳飲料（例えば、チョコレート

	トミルク、ココア、エッグノッグ、ヨーグルト飲料、ホエイ飲料)」の解説文及び食品添加物条項
5(e)	食品分類 16.0「調理済み食品」の新規食品添加物条項の登録及び既存の食品添加物条項の改訂を含む新規添加物条項の登録の勧告（CL 2012/5-FA Part B, point 9 及び 10 への回答に基づく）
5(f)	食品分類 08.0「家禽肉及び猟鳥獣肉を含む食肉及び食肉製品」におけるナイシン（INS 234）の食品添加物条項の提案
5(g)	選択された甘味料の食品添加物条項への注釈 161 の使用に関する討議文書
5(h)	食品添加物条項の新規／改訂の提案（CL 2013/8-FA Part B, point 5 への回答）
6	食品添加物の国際番号システム（INS）の変更／追加に関する修正原案の提案
7(a)	第 77 回 JECFA 会合の食品添加物の同一性及び純度に関する規格の提案
7(b)	添加物中の添加物（副次的添加物）の使用に関する討議文書
8(a)	JECFA による評価のための食品添加物の優先リストへの追加及び変更の提案（CL 2013/12-FA への回答）
8(b)	優先化作業の成果の使用に係るオプション及び JECFA による再評価の物質を同定するための他の実現可能なステップに関する討議文書
9	その他の事項及び今後の作業
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書案の採択

※ 標記会合に先立ち、2014 年 3 月 14 日（金）・15 日（土）に GSFA に関する作業部会が開催される予定。

第 46 回コーデックス食品添加物部会 (CCFA) の主な検討議題

日時：2014 年 3 月 17 日 (月) ～3 月 21 日 (金)

場所：中国 (香港)

主要議題の検討内容

仮議題 5 (a). GSFA の表 3 に規定されている乳化剤、安定剤及び増粘剤の表 1 及び表 2 における食品添加物条項 - 第 45 回 CCFA からの持ち越し

(経緯)

これまでに GSFA (食品添加物に関する一般規格)¹の表 3²にある食品添加物のうち、pH 調整剤並びに乳化剤、安定剤及び増粘剤としての機能を有する食品添加物について、表 3 の付表にある食品分類の個別の規格及び水平アプローチ案 (食品添加物条項を効率的に策定するために、食品分類を pH 調整剤又は乳化剤、安定剤及び増粘剤の使用が妥当なもの、そうでないもの、ケースバイケースで判断するものに分類したもの) の作成を進めている。

前回の部会では、電子作業部会 (議長国：アメリカ) がとりまとめた添加物条項案が議論され、pH 調整剤は検討が終了したが、乳化剤、安定剤及び増粘剤は時間の制約から、食品分類 06.2 「食用粉、デンプン」以降の食品分類は、議論ができなかった。また、食品分類 04.1.1.2 「表面処理した果実」、食品分類 4.2.1.2 「表面処理した生鮮野菜 (キノコ・菌類、根・塊茎、豆類・マメ科植物、及びアロエを含む)、海藻、並びに種実類」の水平アプローチについては合意できなかった。このため、今次部会の物理的作業部会 (議長国：アメリカ) において引き続き検討を行うこととされた。

(対処方針)

今次部会においては、前回の部会の積み残し分 (別途電子作業部会が設置された乳及びワイン関係は仮議題 5(c) 及び 5(d) で検討) が議論される予定であり、我が国からも、食品添加物の使用実態及び使用の妥当性についてコメントを提出している。それら提出した情報を基に食品添加物条項策定のステップが進むよう適切に対処ありたい。

¹ コーデックスにおける食品添加物の最も基本的な規格。食品添加物の使用に関する一般原則 (食品添加物の安全性、使用の妥当性及び適正製造規範 (GMP) の考え方等)、食品へのキャリーオーバー (食品の原材料の製造等に使用した食品添加物が食品中に存在すること) の考え方等の他、生鮮食品及び加工食品を階層的に分類した「食品分類システム」や、個別の食品添加物について、使用が認められている食品分類ごとに食品中の最大濃度を規定した「食品添加物条項」等から構成されている。

² JECFA における評価の結果、「ADI (一日摂取許容量) を特定しない」と評価された食品添加物がリスト化されている。これらの添加物については、GMP の原則に従って使用する場合には食品全般での使用が許容されており、具体的な規格 (対象食品分類及び食品中の最大濃度) を設定する必要はない。ただし、表 3 の付表に掲載された特定の食品分類に、表 3 にある食品添加物を使用する場合は、表 1 及び表 2 に個別に食品中の最大濃度を規定する必要がある。

仮議題 5 (b). 表 3 に規定されている食品添加物の表 1 および表 2 における食品添加物条項：(i) 「pH 調整剤」以外の機能がある「pH 調整剤」、(ii) 「乳化剤、安定剤、増粘剤」、「着色料」、「甘味料」以外の機能があるその他の表 3 に規定される食品添加物

(経緯)

前回の部会において、GSFA（食品添加物に関する一般規格）の表 3 にある pH 調整剤としての機能を有する食品添加物について、水平アプローチが合意された。pH 調整剤の使用が妥当でない食品分類については、pH 調整剤以外の機能を持つ食品添加物のみ現在のステップを維持することとされた。これを踏まえ、電子作業部会（議長国：アメリカ）を設置し、①pH 調整剤以外の機能を持つ pH 調整剤、②乳化剤、安定剤、増粘剤、甘味料及び着色料以外の機能を持つ Table3 に掲載された食品添加物の食品添加物条項案を作成することとされた。

(対応方針)

今次部会においては、電子作業部会においてとりまとめられた食品添加物条項案が議論される予定であり、我が国からも、食品添加物の使用実態及び使用の妥当性についてコメントを提出している。それら提出した情報を基に食品添加物条項策定のステップが進むよう適切に対処ありたい。

仮議題 5 (c). 食品分類 14. 2. 3 「ブドウ酒」及びそのサブカテゴリーにおける食品添加物条項

(経緯)

前回の部会において、食品分類 14. 2. 3 「ブドウ酒」及びそのサブカテゴリーへの「pH 調整剤」及び「乳化剤、安定剤、増粘剤」の使用に関する水平アプローチ案及び食品添加物条項案の作成、並びにこれ以外の食品添加物の新規の食品添加物条項案の検討を行うため、電子作業部会（議長国：フランス）を設置することとされた。

(対応方針)

今次部会においては、電子作業部会においてとりまとめられた食品添加物条項案等が議論される予定であり、我が国からも、今回の作業の対象となっている食品添加物の使用実態及び使用の妥当性についてコメントを提出している。それら提出した情報を基に食品添加物条項策定のステップが進むよう適切に対処ありたい。

仮議題 5 (d). 食品分類 01. 1. 1 「乳及びバターミルク（プレーン）」及びそのサブカテゴリー並びに食品分類 01. 1. 2 「着香及び/又は発酵乳飲料（例えば、チョコレートミルク、ココア、エッグノッグ、ヨーグルト飲料、ホエイ飲料）」の解説文及び食品添加物条項

(経緯)

前回の部会において、食品分類 01. 1. 1 「乳及びバターミルク（プレーン）」、01. 1. 1. 1 「乳（プレーン）」及び 01. 1. 1. 2 「バターミルク（プレーン）」の定義では食品添加物を使用することは認められていないが、これらの食品分類には、UHT 乳（超高温殺菌乳）、還元乳（脱脂粉乳やバター等の乳成分を水で溶かしたもの）等、食品添加物の使用が技術的に妥当と考えられる食品が含まれているとの問題が提起された。

このため、電子作業部会（議長国：ニュージーランド）を設置し、当該問題への対処を検討することとされた。

（対応方針）

今次部会においては、電子作業部会においてとりまとめられた食品分類の定義等の見直し案が検討される予定であり、当該提案では、現在の食品分類の定義のみ修正する案と新たな食品分類（Milk product）を作成する案が提案されている。

我が国からは、乳製品用語の使用についての一般規格（CODEX STAN206-1999）との整合も踏まえ、一般的に食品添加物を使用するビタミン及び／又はミネラル強化乳等は、Milkではなく、Milk product に分類すべき旨のコメント等を提出している。それら提出した情報を基に食品分類の定義等の見直しが進むよう適切に対処ありたい。

仮議題 5(e)．食品分類 16.0「調理済み食品」の新規食品添加物条項及び既存の食品添加物条項の改訂を含む新規添加物条項の規格策定プロセスの開始の勧告（CL 2012/5-FA Part B, point 9 及び 10 への回答に基づく）

（経緯）

第 44 回部会において、食品分類 16.0 の表題及び解説文が合意され、既に食品分類 16.0 として規格が策定されていた食品添加物条項の廃止、規格策定段階にある食品添加物条項の作業の中止が合意された。食品分類 16.0 の定義が新しくなったことを受けて、各国から食品分類 16.0 への食品添加物条項の新規提案を受け付けることに合意した。また、食品分類 16.0 以外の食品添加物条項の新規提案も受け付けることに合意した。

前回の部会においては、時間の制約から食品添加物条項の新規提案について議論できなかった。このため、電子作業部会（議長国：アメリカ）を設置し、次回の部会で検討するための案を作成することとなった。

（対応方針）

今次部会においては、電子作業部会においてとりまとめられた食品添加物条項案が議論される予定であり、我が国からも、今回の作業の対象となっている食品添加物の使用実態及び使用の妥当性についてコメントを提出している。それら提出した情報を基に食品添加物条項策定のステップが進むよう適切に対処ありたい。

仮議題 5(f)．食品分類 08.0「家禽肉及び猟鳥獣肉を含む食肉及び食肉製品」におけるナイシン（INS 234）の食品添加物条項の提案

（経緯）

第 44 回部会は、食品分類 08.0「家禽肉及び猟鳥獣肉を含む食肉、及び猟鳥獣肉」のナイシンの食品添加物条項の作業を中止し、食品分類 08.0 の下位分類に対する食品添加物条項の提案を各国から受け付けることに合意した。

前回の部会は、JECFA が 2013 年 6 月にナイシンの再評価を行う予定であることを確認し、JECFA の評価結果を考慮するために本食品添加物条項の検討を次回の部会に延期することに合意した。

(対処方針)

第 77 回 JECFA においてナイシンの再評価が終了したため、今次部会では、各国の提案に基づく食品添加物条項案が議論される予定である。我が国からは、日本における使用実態を踏まえた基準値の提案を行っており、本提案が受け入れられるよう、適宜対処ありたい。

仮議題 5(g)．選択された甘味料の食品添加物条項への注釈 161 の使用に関する討議文書 (経緯)

注釈 161³の適用範囲について、数年間検討を行っている。

前回の第 45 回の部会では、注釈 161 の今後の取り扱いとして 5 つのオプション (①何もしない、②可能であれば注釈 161 を他の注釈に置き換える、③GSFA の序論の記載を修正し注釈 161 を削除する、④注釈 161 を削除する、⑤注釈 161 を使用する規準を作成する) が提示され、どのオプションを選択するか議論がなされた。一部の代表団より、注釈 161 の削除については強い反対を示されたが、具体的な事例を勘案しながら注釈 161 の使用をケースバイケースで検討することには前向きな姿勢が表明された。当該代表団は、アセスルファミウム (INS 950)、アスパルテーム (INS 951) 及びアスパルテーム・アセスルファミウム塩 (INS 962) の食品添加物条項のうち注釈 161 が付けられているものから検討をはじめよう提案した。多数の国が、可能であれば注釈 161 を別の注釈に置き換えること及び注釈 161 をケースバイケースで検討することを支持した。以上の検討結果を踏まえ、電子作業部会 (議長国：英国) を設置し、上記の 3 種類の甘味料について、①GSFA の前文セクション 3.2 に規定された原則に沿って、注釈 161 が付けられた要因およびそれに対処する代替注釈の使用又は他の方法の検討、又は②特定の条項について注釈 161 は不要であることの明示を行うべきであるとされた。

(対処方針)

今次部会では、英国が作成した討議文書が議論される予定であり、注釈 161 の代わりになる注釈として、「甘味料の使用により著しくエネルギーが低下する製品に限定される、又は製造工程において砂糖を使用しない」等が提案されている。

我が国としては、「著しいエネルギーの低下」という表現は内容が不明確であるとの立場で適宜対応ありたい。また、電子作業部会において、日本での使用実態を踏まえ、個別食品への甘味料の使用について意見を提出しており、当該提案が受け入れられるよう適宜対応ありたい。その他については、各国の意見等を踏まえ、適宜対応ありたい。

仮議題 5(h)．食品添加物条項の新規／改訂の提案 (CL 2013/8-FA Part B, point 5 への回答)

(経緯)

前回の部会において、GSFA の添加物条項の新規提案や改訂の提案を各国から受け付けることとされた。

³ 食品添加物の使用については、特に GSFA の前文第 3.2 項 (添加物使用の正当性) との合致を目指した輸入国の規制が適用されるという注釈

(対処方針)

今次部会では、各国の提案に基づく添加物条項案が議論される予定である。各国の提案を踏まえ、適宜対処ありたい。

仮議題 8(b)．優先化作業の成果の使用に係るオプション及び JECFA による再評価の物質を 同定するための他の実現可能なステップに関する討議文書

(経緯)

1956 年以降に JECFA によって評価された 107 の着色料を再評価するための優先順位付けの作業を進めている。これまでに、着色料の再評価の優先順位を付けるための規準（JECFA の評価の時期、新たな毒性試験の結果の有無、摂取量の増加等の項目ごとに評価し、その集計結果により 10 段階に分類するというもの）が合意されている。

前回の部会では、電子作業部会（議長国：カナダ）が作成した事前選別（GSFA、コーデックス食品規格又はコーデックスステッププロセスに添加物条項がないものを排除するステップ）を通過した 38 の着色料の優先順位の結果が報告された。しかしながら、優先順位決定作業と JECFA の評価の優先リストをリンクさせる次のステップについては結論が得られなかった。このため、電子作業部会（議長国：カナダ）を設置し、①優先順位決定作業の結果を使用する際の選択肢、②JECFA で再評価すべき物質を特定するための実現可能な手順を検討することとされた。

(対処方針)

今次部会では、カナダが作成した討議文書が議論される予定である。我が国としては、食品添加物の再評価は重要であるが、本取組みが JECFA の過度の負担となり、新規食品添加物の評価に支障を来さないよう注意が必要との立場で適宜対処ありたい。

GSFA の構成

- 前文
 - 付属文書
 - A: 最大使用基準値検討のためのガイドライン
 - B: 食品分類システム一覧表
 - C: 食品分類と個別食品規格の対応表
- 食品添加物条項
表1、表2、表3、表3の付属文書

1

食品添加物条項①

食品添加物条項は次の三種類あります。

表1 食品添加物の名称の順に並べた表。

表2 食品分類の順に並べた表。

表3 JECFA が「ADI を特定しない」と評価した食品添加物とその機能分類を食品添加物の名称の順に並べた表。

2

食品添加物条項②

表1 食品添加物の名称の順に並べた表(例)

ある食品添加物がどのような食品に使用できるのかを知りたい場合に便利

BRILLIANT BLUE FCF				
INS 133	Brilliant blue FCF	Functional class: Colour		
Food Cat No	Food Category	Max Level	Notes	Year Adopted
01.6.2.2	Rind of ripened cheese	100 mg/kg		2005
01.6.5	Cheese analogues	100 mg/kg	3	2009
...

Note 3: Surface treatment.

3

表の説明

食品添加物の名称	食品分類	機能分類	食品中の最大濃度
BRILLIANT BLUE FCF	INS 133	Brilliant blue FCF	Functional class: Colour
Food Cat No	Food Category	Max Level	Notes
01.6.2.2	Rind of ripened cheese	100 mg/kg	
01.6.5	Cheese analogues	100 mg/kg	3
...

Note 3: Surface treatment.
※注釈は表の最後にまとめて記載されています

4

食品添加物条項③

表2 食品分類の順に並べた表

ある食品にどのような食品添加物の使用が認められているかを知りたい場合に便利

Food Category No.	Rind of ripened cheese			
01.6.2.2	Additive	INS	Year Adopted	Max Level
	ALLURA RED AC	129	2009	100 mg/kg
	BRILLIANT BLUE FCF	133	2005	100 mg/kg

5

食品添加物条項④

表3 JECFA が「ADI を特定しない」と評価した食品添加物を名称の順に並べた表

この表にある食品添加物は、**GMPの一般原則に従った使い方であれば**、目的の効果を達成するために必要な分だけ使用できます。

表3 (例)

INS No	Additive	Functional Class	Year Adopted
626	5'-Guanylic acid	Flavour enhancer	1999
330	Citric acid	Acidity regulator, Antioxidant, Sequestrant	1999

6

FAO / WHO 合同食品規格計画
第 28 回一般原則部会 (CCGP)

日時 : 2014 年 4 月 7 日 (月) ~ 4 月 11 日 (金)
場所 : パリ (フランス)

仮議題

1.	議題の採択
2.	本部会に付託された事項
3.	各部会におけるリスクアナリシス文書の再検討 －食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDf)
4.	ステップ 8 で保留されたコーデックス規格案
5.	経済的影響に関するステートメントに関する問題
6.	一般原則部会の付託事項 (Terms of reference) の修正案
7.	コーデックスと国際獣疫事務局 (OIE) の協調
8.	執行委員会及び総会以外のコーデックス会合におけるコーデックス総会 役員 (officer) の参加資格
9.	情報提供を目的とした文書の参照方法
10.	一般問題部会と個別食品部会の協調
11.	コーデックスの作業管理
12.	手続きマニュアルの規則 V 第 1 項のためのコーデックス総会議長及び副 議長の役割
13.	その他の事項及び今後の作業
14.	次回会合の日程及び開催地
15.	報告書の採択

第28回一般原則部会（CCGP）の主な検討議題

日時：2014年4月7日（月）～4月11日（金）

場所：パリ（フランス）

主要議題の検討内容

仮議題3 各部会におけるリスクアナリシス文書の再検討－食品残留動物用医薬品部会（CCRVDVDF）

（経緯）

食品添加物部会（CCFA）、汚染物質部会（CCCF）、食品衛生部会（CCFH）、残留農薬部会（CCPR）、食品残留動物用医薬品部会（CCRVDVDF）及び栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）において、各部会におけるリスクアナリシスの原則に関する文書が作成されているが、これら原則文書の間の様式・内容等の一貫性が無いことから、これら文書が全て総会で承認された時点で、統一性を図る観点から本部会において見直すこととされていたもの。

2010年の前々回会合において、コーデックス戦略計画 2008-2013 の活動 2.1（CCGPが各部会におけるリスクアナリシスの原則に関し、一貫性の有無についてレビューする）については、作業を終了し、2012年の前回会合から、各部会が同戦略計画の活動 2.2（各部会において策定されたリスクアナリシスの原則をレビューする）に基づき、個別のリスクアナリシス方針のレビューを行うこととされており、これまで CCFA、CCCF、CCFH 及び CCNFSDU についてレビューされた。

今次会合では、事務局より勧告された以下の2点について議論の予定。

- ① 2013年の第21回残留動物用医薬品部会（CCRVDVDF）で外挿係る規定及び懸念を示す様式（concern form¹）の使用に係る規定を追加する改訂が合意された、「CCRVDVDFにおいて適用されるリスクアナリシスの原則」の承認を求められている。
- ② 第21回 CCRVDVDF で、「はちみつの MRL（最大残留基準値）設定において JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）のガイダンスに従った代替方法を用いて検討することができる」旨の規定を追加することで合意されたが、本件については第78回 JECFA の検討結果を踏まえ、2015年開催予定の第22回 CCRVDVDF で引き続き検討されることになっている。このはちみつの MRL 設定に関する規定及び本年5月に開催予定の第46回 CCPR での「CCPR が適用するリスクアナリシス

¹ <参考：CCRVDVDF で合意された Concern Form のテンプレート>

・提出国 ・日付 ・動物用医薬品名 ・対象品目（種および臓器） ・MRL（mg/kg）
 ・現在の Step ・懸念の詳細 ・JECFA に提供する、懸念の根拠となるドキュメントの概要

の原則」の改訂作業終了後、今次部会で合意された場合は、事務局が第 29 回会合での検討に向けて、各部会のリスクアナリシスの原則に関する文書の一貫性を分析した文書を用意する。

(対処方針)

本検討作業については、リスク管理とリスク評価とが独立している原則を確認し、この関係を崩すこと無くコーデックスの原則に基づき両者の関係を強化する等、本来の目的を踏まえたものとするべきこと、また、リスクアナリシスの原則に関する文書は、各部会が FAO/WHO の科学的リスク評価を尊重し作成して来たものであるため、文書の様式の整合性について CCGP は可能な限り一貫性を持たせつつ、ある程度の多様性が認められるよう適宜対応したい。

仮議題 4 ステップ 8 で保留されたコーデックス規格案

(経緯)

手続きマニュアルの「コーデックス規格及び関連文書の策定に関する手続き」の緒言第 5 項には、総会は規格案を最終採択せずにそのままステップ 8 に保留することができる旨の規定があるが、その場合の具体的な条件や、その後、最終採択に向けて何をすべきかについてのガイダンスが存在しない。前々回会合において、多くの国からそうしたガイダンスを策定する必要がある旨の指摘が出され、議論の結果、オランダとカナダを共同議長国とする電子作業部会 (EWG) が設置され、①上述の第 5 項に関連して現在起きている事象の調査結果と②リスクアナリシスの原則に沿って規格案又は原案が関連部会で策定されたにもかかわらず総会においてそれらがステップ 8 に保留されている事象についての具体的記述を含んだ討議文書を作成し、前回会合で議論された。前回会合では、規格がステップ 8 で保留された根本的な原因について検討し、問題点について理解を深めるため、ディスカッショングループを 2013 年の第 36 回総会に併せて開催することが合意された。この決定に基づき、昨年総会に併せて開催されたディスカッショングループでは、米国と EU が共同議長となり、議論を促進するためのファシリテーターをコーデックス副議長の 3 人 (ガーナ、カナダ、スイス) が務め、EWG の内容報告、各国がコーデックス規格をどのように使用し、利益を得ているか (ブラジル、ケニア、タイからプレゼンテーション) 及びコンセンサスを得るための手段と指針について自由な意見交換がなされた。今次会合では、当該会合の報告書を元に議論が行われる予定。

(対処方針)

我が国としては、手続きマニュアルを改正する必要はなく、規格案は手続きマニュアルに従い、総会に最終採択を求める前に各部会の段階でコンセンサスが得られるよう十分に議論をすることが重要であるとの立場で適宜対応したい。

仮議題5 経済的影響に関するステートメントに関する問題

(経緯)

2010年の前々回会合で、「一般原則部会の付託事項 (Terms of Reference : TOR) の修正案」(仮議題6参照)の議論に関連して、個々の規格案及びその規定の経済的影響について各国が提出した申し立てを検証するメカニズム並びにそれに関連する統一様式を作成する提案がなされ、マレーシアとブラジルを共同議長国とするEWGが設立された。2012年の前回会合では、このEWGの報告を元に議論が行われ、(a)既存の規定では手続きマニュアルの記載が不十分であるためこの作業を継続する、(b)手続きマニュアルに記載があるためこの作業を行わない、(c)メンバー国からこの問題が提示された場合、「議長に対するガイドライン」に明確な文章を追加することで、この問題を検討されるようにする、という3つの選択肢が示された。前回会合では、手続きマニュアルの改訂及び様式の統一を行うには時期尚早である旨の合意が得られ、今次会合に向けて、マレーシアとオーストラリアが討議文書を共同提案することとなった。この討議文書に基づき、実用的かつ、食品安全の問題や他の要素と共にバランスのとれた経済的影響に関する対処方法がとれるのかについて議論が行われる予定。

(対処方針)

我が国としては、経済的影響の考慮に関しては、多様な文化や経済等を有する世界各国において統一的なメカニズムや様式を策定することは大変困難であり事案毎に個別対応することが適当であること、コーデックス手続きマニュアルに基づき規格案作成の初期の段階で行うことが重要であるとの立場で適宜対応したい。

仮議題6 一般原則部会の付託事項 (Terms of Reference) の修正案

(経緯)

2009年の第32回総会で規格の経済的影響を吟味するメカニズムを部会の付託事項に残すべきとの意見が出され、2012年の前回会合で①より正確になるよう第一文に加筆し、②各部会から提案される手続きや一般的事項に関する提案・修正案の検討、総会に対して手続きマニュアルの修正を自ら提案すること等、本来の業務を明確化し、③受託に関する事項を含んでいる第二文及び倫理規定の策定に関する最終文を削除することで合意された。しかし、経済的影響を吟味するメカニズムに関する記述を削除するか否かについては結論が出ず、付託事項を修正しない、すなわち、経済的影響を吟味するメカニズムに関する記述は括弧書きのまま残すことされており、今次会合では、議題5の経済的影響に関するステートメントに関する議論と併せて、議論されるもの。

(対処方針)

我が国としては、コーデックス規格策定手続きにおいて、各ステップで経済的影響

を適切に考慮して対処することが既に規定されており、その手続について議論することが一般原則部会の付託事項第一文に含まれていることから、重複を避けるため一般原則部会の付託事項から削除することが適当との立場で適宜対応したい。

仮議題7 コーデックスと国際獣疫事務局（OIE）の協調

（経緯）

2009年の第25回部会からコーデックスと国際獣疫事務局（OIE）の合同規格の策定について議論されてきたが、前回会合においてOIEは、各国におけるコーデックスとの規格策定の手順に差異に対する懸念から、合同規格策定に関する提案の取り下げを表明した。一方で、これまでの両組織の協力関係を今後更に強化するため、両組織の規格を相互に参照するといった内容を念頭に、両組織の企画を相互に参照する方法を探っていきたいとの提案がなされた。

これらの結果として、カナダを議長国としたEWGが設立され、両機関の規格を相互に参照し合うための仕組みなどについて、今次会合で検討されることになっているもの。OIEの支援の下で本件に関する物理的作業部会（PWG）が会合直前に開催されることになっており、EWGにおいては、コーデックスとOIEの間の協調を促進するための措置として、以下の3つのテーマを含むガイダンス文書が提案されている。

- テーマA 「一貫性を向上させるために、相互参照の体系的な手続きを採用」
- テーマB 「共通の関心のある分野における共同の優先事項を特定する手続きの強化、並びに情報共有やコミュニケーション及び連携における最善の方法の認識を通じた透明性の向上」
- テーマC 「国及び地域レベルでの連携の強化」

（対処方針）

我が国としては、これまでの議論も踏まえ、両機関の規格策定手続きの違いを認識しつつ、可能な範囲で有効で適切な協力関係を強化することが重要との立場で適宜対応したい。

仮議題8 執行委員会及び総会以外のコーデックス会合におけるコーデックス総会役員（officer）の参加資格

（経緯）

資料未着であるが、前回会合において、カナダより、コーデックス議長及び副議長が総会や執行委員会以外の部会等に出席する際の参加資格を明確化し、それを目的としてコーデックス委員会内に組織（bureau）を発足する可能性について検討するための新規作業が提案されたもの。

前回会合では、FAO事務局（法務コンサルタント）から、コーデックス議長及び副議長は総会、執行委員会以外での役割は規定されておらず、他の部会等では通常国の

代表団の一人として参加するとの認識が示され、また、新しい組織の発足には、その機能、他の組織との関係性、監査、報告の義務等を含めて、コストのかかる複雑な問題があり、これらが解決されない段階で、何かを代表する役割の新組織を発足させる提案には親組織である FAO と WHO が同意できないだろうとの見解が示された。

これに対して、カナダは、新組織の発足は、むしろ部会等における議長や副議長の役割を明らかにする目的に限定した提案で、外部に向けて何かを代表する役割を想定したものではないと回答しており、今次会合では、カナダからより提案を明確化した文書が用意され、議論されるもの。

(対処方針)

カナダから配布予定の文書を確認した上で、適宜対応したい。

仮議題 9 情報提供を目的とした文書の参照方法

(経緯)

前回会合において米国から、CCCF から、作業文書や手続きマニュアルに入れ込む文章ではない性質のもので、各国に有益な情報となると考えられる文書について、CCGP にコーデックス内での利用可能性の検討を依頼することになった経緯の説明があり、情報文書や参照文書として、このような文書の利用可能性の向上や、選別の方法について検討する EWG (議長国：米国) が設立されたもの。今次会合では、EWG で話し合われた原案を元に協議が行われる予定。

(対処方針)

我が国としては、これらの文書は拘束力を持たないこと及び透明性をもったプロセスを踏んだ情報であることを明確にした上で、各加盟国にとって使いやすいものとなるように適宜対応したい。

仮議題 10 一般問題部会と個別食品部会の協調

(経緯)

前回会合において、ノルウェーより、一般問題部会が、個別の食品についてその食品の規格に既に存在しているにも関わらず、それを参照せず、規格を策定する事例があったこと (具体的には魚類・水産製品部会 (CCFFP) が作成した魚類・水産製品に関する実施規範においてウイルスに関する記載が既に存在していたのに食品衛生部会 (CCFH) が食品中のウイルス制御に関する文書を作成した) から、効率的な作業と重複を防止すること目的とした新規作業が提案されたもの。前回会合では、手続きマニュアルにおける具体的な変更の提案がされたが、検討には時間が必要との意見が複数の国から示されたことから、今次部会に向けて討議文書を作成し、議論されるもの。討議文書では、一般問題部会と個別食品部会の相互の協調と相互付託の記載を明確にし、作業及び文書の重複を避けるため、以下の点について手続きマニュアルの修

正が提案されている。

a) 新規作業の提案をする際に準備することとされているプロジェクト文書に記載すべき事項に、「他部会の情報との整合性を確保するために他の既存の文書の更新及び相互確認を行う必要性並びに他の部会との協調方法」を追記

b) 作業の優先順位を設定するための規準において、「個別食品部会又は一般問題部会において既に行われた作業」を追記

(対処方針)

我が国としては、作業及び文書の重複を避けるためには、個別食品部会と一般問題部会の協調は重要と考えられることから、本提案を基本的には支持する立場で対応したい。

仮議題 11 コーデックスの作業管理

(経緯)

昨年(2019年)の第 68 回執行委員会及び第 36 回総会で新規設立が合意されたスパイス及び料理用ハーブ部会の議論において、我が国から作業の内容、時間枠、優先順位など考慮した上で、効率的な部会運営をコーデックス全体として検討していく必要性について指摘を行い、日本が本件に関する討議文書を準備して今次会合で議論を行うこととされたもの。

討議文書では、CCGP の付託事項を踏まえ、一般的な問題と手続き上の問題を分けて検討することが適当との考えを示しつつ、具体的な進め方として、2002 年のコーデックスの評価から 10 年が経過したことを踏まえ、予算が確保可能であれば、当該評価で出された勧告の実施状況をレビューすることなどを提案している。

(対処方針)

我が国としては、本提案に対する各国の意見を踏まえつつ、コーデックスの部会運営及び規格策定作業がより効率的かつ効果的なものとなるよう適宜対応したい。

仮議題 12 手続きマニュアルの規則 V.第 1 項のためのコーデックス総会議長及び副議長の役割

(経緯)

資料未着であるが、手続きマニュアル「規則 V. 執行委員会」第 1 項“同一加盟国から二人以上が執行委員会のメンバーにはなれない”という記載について、議長は執行委員会メンバーであるため、議長の所属国が地域代表国になれるのかどうかという点について議論される予定。

(対処方針)

本件については、既に 2009 年の第 32 回総会において、FAO 法務顧問から、議長として任命された時点で所属する国の代表とはならないとする見解が示されていると

ころ、配布予定の文書を確認し、適宜対応したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 46 回残留農薬部会 (CCPR)

日時：2014 年 5 月 5 日（月）～5 月 10 日（土）

場所：南京市（中華人民共和国）

仮議題

1	議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4(a)	FAO 及び WHO からの関心事項
4(b)	その他国際機関からの関心事項
5(a)	2013 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における一般的検討事項の報告
5(b)	コーデックス残留農薬部会 (CCPR) で挙げられた特定の懸案に対する 2013 年 JMPR の回答
6(a)	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)
7(a)	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案 (ステップ 7)：選択された野菜類
7(b)	食品及び飼料中のコーデックス分類の改訂原案 (ステップ 4)：その他の選択された野菜類
7(c)	Table 2「議題 7(a)及び 7(b)の野菜類の代表作物の選定例」の原案（食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスへの添付資料）(ステップ 4)
8	残留農薬の分析法に特化したパフォーマンスクライテリア（性能規準）に関するガイダンス原案

9	CCPR が適用するリスクアナリシスの原則の改訂
10	Minor Crops/Specialty Crops（マイナー作物）に係る MRL 設定の促進のためのガイダンスに関する討議文書
11	農薬に関するコーデックス優先リストの策定
12	その他の事項及び今後の作業：かんきつ類に対するグループ MRL のきんかんへの適用可能性に関する討議文書（※議題番号は未定）
13	次回会合の日程及び開催地
14	報告書の採択

第 46 回残留農薬部会（CCPR）の主な検討議題

日時：2014 年 5 月 5 日（月）～5 月 10 日（土）

場所：南京市（中華人民共和国）

主要議題の検討内容

1. コーデックス農薬最大残留基準値（MRL）設定にあたっての基本的な原則・ルールに関する議題

議題 9 CCPR が適用するリスクアナリシスの原則の改訂

（経緯）

コーデックス MRL を設定する際の基本的な考え方やルールが定められている本原則の改訂については、2008 年の第 40 回部会の合意を受け、

(1) FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）により評価される農薬の優先リストの規準を同原則に編入すること

(2) CCPR において決定されたリスク管理方針を同原則に掲載すること

(3) 15 年に 1 度行われるコーデックス MRL の定期的再評価のルールの見直しを行うこと等について作業が進められてきた。

本改訂作業の最大の論点は、定期的再評価の際のデータ要求及びコーデックス MRL の維持・廃止のルールの見直しである。

現行では、農薬メーカーから必要なデータが提出されないこと等により JMPR による定期的再評価ができない場合、既存のコーデックス MRL を廃止することが定められている。これを、定期的再評価において、農薬メーカーが自らデータを提出せず他の主体（政府等）がデータを提出する場合でも、一定の要件を満たせばコーデックス MRL を維持することができるように改訂することが提案されていた。その際に必要なデータの要件について、数年間検討した結果、2013 年の第 45 回部会で、2012 年に JMPR から示された見解と整合性を取った内容を盛りこむこととなった。その他の論点についても大筋合意された（→：主な合意内容）。

- 5.2 章（JMPR により評価される農薬の「優先リスト」の規準）
 - ➔ 前回の評価から 15 年以上経過しており定期的再評価の候補には挙がっているが、その実施目途が未定の農薬について、①人の健康への懸念に関する情報、②前回評価から 25 年経過しているか、③残留分野のデータインベントリをもとに、評価の実施予定時期を決定することをルール化
- 5.3 章（定期的再評価の手続き）
 - ➔ 農薬メーカーが自らデータを提出せず他の主体がデータを提出する場合に必要なデータの要件を明確化（データ／情報の提出様式には妥協するが、データ提出主体によらず評価の質を保つ必要）

● 7章 (concern form 及び再評価の優先度検討に用いる form の提出手続き)

- ①JMPR の評価結果に異議があり、MRL 案のステップを進めることに懸念がある場合に提出する concern form と、②再評価を優先的に実施する目的で、過去に評価された農薬について人の健康への懸念に関する情報を提出する form のそれぞれの提出の時期や必要な手続きを明確化

今次会合では、電子作業部会（議長国：コスタリカ、共同議長国：チリ）において検討された、第45回部会の合意内容に伴い必要となる修正やその他形式的な修正を含む改訂案全体が提示され、最終的な議論が行われる予定である。

(対応方針)

我が国は、JMPR の貴重なリソースを無駄にすることなく、科学に基づく MRL の定期的再評価を維持することが重要との基本的な考え方にに基づき、一貫した主張を行ってきたほか、7章の2つの form の手続きの記述の原案を作成するなどの貢献を行ってきた。その結果、前回までの部会の合意内容に、我が国の主要な主張がほぼ取り入れられている。

文書未達であるが、本原則の改訂案については、前回までの部会の合意内容を適切に反映するとともに、CCPR メンバーにとって容易に理解でき、使いやすい文書とするため、これまで我が国が過去の部会や電子作業部会において主張してきた方針に則り適切に対応し、今次会合で最終合意を得られるよう貢献したい。

2. MRL 設定対象の食品分類の改訂や、マイナー作物への MRL 設定促進に関する議題

議題 7(a) 食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案 (ステップ 7) : 選択された野菜類

議題 7(b) 食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案 (ステップ 4) : その他の選択された野菜類

(経緯)

農薬の残留の程度の類似性に基づき、貿易される各食品をグループ分けしたリストである食品及び飼料のコーデックス分類について、近年の貿易実態等を踏まえ、2006年から改訂作業が進められている（※これまでの改訂状況は、別紙を参照）。今次会合では、(a)根菜及び塊茎状野菜類の分類の改訂案(ステップ 7)、(b)豆類（未成熟）、豆類（種実）及びうり科果菜類の分類の改訂原案（ステップ 4）について議論される予定である。

特に、(b)については、2013年の第45回部会以降、電子作業部会（議長国：オランダ、共同議長国：米国）において検討された新たな食品の追加やサブグループの設置を反映した改訂原案が提示される予定である。

(対処方針)

文書未達であるが、農薬の残留の程度に影響を与え得る作物の形態学的及び生理学的な特徴をはじめ、我が国の生産、消費及び貿易の実態を考慮して適切に対応したい。

例えば、電子作業部会から提示された豆類（未成熟）の改訂案において、えだまめについて、さやえんどうのようにさやごと食べる食品との混同が見られるが、暴露評価は（データがあれば）実際に食べる豆のみ、MRL 設定は流通する形態であるさやつきの残留デー

タに基づき行うべきとの立場で適切に対応したい。

また、電子作業部会から提示されたうり科果菜類の改訂案において、かぼちやを、皮を食さないサブグループに位置づけることが提案されている。しかし、かぼちやは、我が国では皮ごと食するため、皮をむいて食する他のうり科野菜（例：メロン）よりも高い濃度の残留農薬を摂取する可能性があることから、消費者の健康の保護を図り適切な MRL を設定するために、皮を食するサブグループに位置づけるべきとの立場で適切に対応したい。

議題 7(c) Table 2「議題 7(a)及び 7(b)の野菜類の代表作物の選定例」の原案（食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスへの添付資料）（ステップ 4）

（経緯）

ある食品群において、代表作物を選定し、その作物の残留試験を実施してグループ MRL を設定すれば、マイナー作物に多くの MRL を設定するための一手段となる。この考え方にに基づき、2012 年の第 35 回総会で、グループ MRL を設定する際に用いる代表作物を選定する際の「原則及びガイダンス」及びこれに添付する果実の代表作物の例示を掲載した Table 1 が最終採択された。

今次会合では、野菜の代表作物の例示を掲載した Table 2 について、野菜のコーデックス分類の改訂作業と並行して電子作業部会（議長国：オランダ、共同議長国：米国）において検討された原案が、議論される予定である。

（対処方針）

文書未達であるが、議題 7(a)(b)と整合をとりつつ、適切に対応したい。

議題 12 その他の事項及び今後の作業：かんきつ類に対するグループ MRL のきんかんへの適用可能性に関する討議文書（※議題番号は未定）

（経緯）

2012 年の第 35 回総会で、食品及び飼料のコーデックス分類のうち、果実群の各分類の改訂案が最終採択され、きんかんを熱帯果実類（皮を食すもの）からかんきつ類に移動することが合意された。2013 年の第 45 回部会で、きんかんに対し、かんきつ類に設定されている既存のグループ MRL を適用できるかどうかについて検討した。

当初、電子作業部会から提示された案は、きんかんは、他のかんきつの果実と異なり、主に皮ごと食することから、かんきつ類のグループ MRL を適用しないというものであった。これに対し、我が国は、1997 年以降に JMPR で評価されたかんきつ類のコーデックス MRL の設定根拠を解析して、本会合で提示した。

その結果、以下に該当する計 30 剤については、かんきつ類のグループ MRL をきんかんへに適用することが合意された。

- ・ JMPR が全果実（果肉及び果皮）の残留データを用いて短期暴露評価を実施した農薬
- ・ JMPR が ARfD（Acute Reference Dose：急性参照用量）を設定不要と判断した農薬

一方、「JMPR が果肉の残留データを用いて短期暴露評価を実施した農薬」に該当する計 19 剤については、当面、かんきつ類のグループ MRL をきんかんへに適用しない旨の脚注を付した上で、日本が各国にきんかんの摂取量データ（特に多食者の摂取量）を求め、かんきつ類に対するグループ MRL のきんかんへの適用可能性をさらに解析し、2014 年の第 46

回部会で討議文書を提出することが合意された。

(対処方針)

我が国は、前回の部会以降、関連するデータの収集及び解析を行い、以下の内容を含む討議文書を事務局に提出した。この内容に沿って、適切な結論が得られるよう対応したい。

- ・ 我が国が各国にきんかんの摂取量データを提供するよう依頼した結果、我が国以外の国は、きんかんの短期暴露評価の実施に十分なデータを有していないことが判明
- ・ そこで、上記 19 剤及び 2013 年 JMPR がかんきつ類に対するグループ MRL を新たに推定した 3 剤について、我が国におけるきんかんの多食者の摂取量データと、JMPR の評価書から得たかんきつの全果実（果肉及び果皮）の残留データを用いて、JMPR と同じ手法で短期暴露評価を実施
- ・ その結果、これら計 22 の対象農薬について、きんかんの摂取に伴い人の健康に悪影響を与える懸念はないことが示唆されたため、かんきつ類のグループ MRL をきんかんに適用することが妥当と結論

議題 10 Minor Crops/Specialty Crops (マイナー作物) に係る MRL 設定の促進のためのガイダンスに関する討議文書

(経緯)

マイナー作物への MRL 設定については、売上高に寄与しないとの理由でメーカーのデータ作成の動機づけが十分働かないため、必要な科学的データを得ることが困難となっている。本議題では、こうした状況での MRL 設定の促進方法が討議されている。

2012 年の第 44 回部会で、マイナー作物について、少ない作物残留データの例数で MRL を設定することを狙いとして、消費量データをもとに、JMPR の評価に必要な作物残留データの最小例数を定めるためのクライテリアが合意された。2013 年の第 45 回部会では、このクライテリアの改善や、当該クライテリアを適用できない作物の取扱いについて議論された。複数の作物が合計されているが個々の消費量データがないためマイナー作物か否かの判断が困難な品目（例：マンゴー+マンゴスチン+グァバ）等について、さらなる検討が必要であることが確認された。

議論の結果、電子作業部会（議長国：フランス、共同議長国：タイ及びケニア）を設置し、①未解決課題として残された約 30 の作物のデータの精緻化、②特定の作物についての消費量データの提供依頼、③マイナー作物に対する MRL 設定を促進するためのガイダンス作成、④残留データのニーズが高いマイナー作物と農薬の組み合わせを同定するデータベース作成の継続を行うことが合意された。

今次会合では、前回の部会以降、電子作業部会において検討された結果を反映した討議文書が提示される予定である。

(対処方針)

文書未達であるが、JMPR の評価に必要なマイナー作物の残留データの最小例数については、これまでの議論を踏まえ、適切に対応したい。

なお、マイナー作物の MRL 設定の促進にあたっては、議題 7 を通じて、各食品分類に該当するマイナー作物を追加するとともに、代表作物の残留データを用いて推定した MRL を同一作物群の他の食品に適用することにより、グループ MRL を設定することが

最も効率的である。このため、マイナー作物に対する MRL 設定を促進するためのガイドランスを今後検討する際に、グループ MRL の設定が適切に位置づけられるよう対応したい。

3. 個別農薬の MRL の設定や改廃に関する議題

議題 6(a) 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)

(経緯)

過去の部会でステップを留められた MRL 案及び原案、並びに 2013 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) により新たに勧告された MRL 原案 (CL 2014/02-PR) について、ステップ 7 又はステップ 4 で検討される予定である。

(※ 文書未達のため、過去の部会のレポート及び 2013 年 JMPR レポートを元に推定)

検討予定農薬 (ステップ 7)

Chlorpyrifos-methyl (090)	Metalaxyl-M (212)	Clothianidin (238)	Dicamba (240)
---------------------------	-------------------	--------------------	---------------

検討予定農薬 (ステップ 4)

(新規農薬)

Cyantraniliprole (263)	Imazapic (266)	Imazapyr (267)	Isoxaflutole (268)
Tolfenpyrad (269)	Triflumizole (270)	Trinexapac-ethyl (271)	
Chlorfenapyr (254) *	Benzovindiflupyr (261) *	Bixafen (262) *	Fenamidone (264) *
Fluensulfone (265) *			

*: 2013 年 JMPR が、毒性評価のみを行った農薬

(既存農薬についての特定の食品の MRL の設定/改廃等)

Malathion (049)	Chlorpyrifos-methyl (090)	Triazophos (143)	Glyphosate (158)
Propiconazole (160)	Glufosinate-Ammonium (175)	Fenpyroximate (193)	Fenbuconazole (197)
Flutolanil (205)	Cyprodinil (207)	Fludioxonil (211)	Indoxacarb (216)
Difenoconazole (224)	Pyrimethanil (226)	Azoxystrobin (229)	Chlorantraniliprole (230)
Mandipropamid (231)	Cyproconazole (239)	Cyproconazole (239)	Dicamba (240)
Sulfoxaflor (252)	Penthiopyrad (253)		

(既存農薬についての定期的再評価)

Diquat (031)	Bentazone (172)	Dithianon (180)
--------------	-----------------	-----------------

(対処方針)

文書未達であるが、上記の農薬については、各 MRL 案が採択された場合、今後我が国で当該 MRL 値を受け入れることを考慮し、安全性に留意した上で適切な MRL 値が設定さ

れるよう対応したい。

4. その他の議題

議題 8 残留農薬の分析法に特化したパフォーマンスクライテリア（性能規準）に関するガイダンス原案

（経緯）

2012年の第35回総会において、農薬の推奨分析法のリスト（CODEX STAN 229-1993）について、現在の試験施設で一般に用いられている分析法が含まれていない古い内容であるとの理由で廃止することが合意された。2013年の第36回総会において、残留農薬の分析法に特化したパフォーマンスクライテリアを作成するための新規作業を開始することが合意された。その後、電子作業部会（議長国：米国、共同議長国：中国）において、食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）において既に作成された分析法に関するパフォーマンスクライテリアに関するガイドライン CAC/GL 71-2009 を参考にしつつ、具体的な検討が進められてきた。

（対処方針）

文書未達であるが、各国が輸入食品や国内で流通する食品の残留農薬の検査を行う際、当該食品が MRL に適合しているかどうかを判断するための分析法を適切に選択できるよう、既存のコーデックス委員会の関連文書との整合を図りつつ、科学的な原則に基づくとともに実行可能性を考慮した分析法のパフォーマンスクライテリアが作成されるよう、電子作業部会で提出したコメントに基づき適切に対応したい。

議題 11 農薬に関するコーデックス優先リストの策定

（経緯）

電子作業部会（議長国：豪州）が作成した、2014年以降に JMPR が毒性及び残留に関する評価を行う農薬の優先リストについて議論が行われる見込みである。2014年の対象農薬は、既に調整が図られているため、変更されない見込みである。なお、定期的再評価については、議題 9 を踏まえ、メンバー国から人の健康への懸念に関する情報が提出された 2 農薬（Imazalil（110）及び Dithiocarbamates（105））については、15年を待たずに優先的に評価の対象とすることが提案されている。

（対処方針）

近年、JMPR による評価を希望する剤が増加しているが、現在の JMPR のリソースに鑑み、2015年以降の対象農薬について、数剤の評価時期を延期するよう求められる可能性がある。文書未達であるが、適切に対応したい。

(別紙)

【参考】食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案の改訂及び代表作物の例の検討状況
(下線：第46回部会で議論されるもの)

分類名			コーデックス 食品・飼料分類の 改訂	代表作物の選定に関する 原則及びガイダンス ：代表作物の例
番号	コード名	名称		
果実				
001	FC	かんきつ類		
002	FP	仁果類		
003	FS	核果類		
004	FB	ベリー類及びその他の小粒果実類	最終承認 (2012年)	最終承認：Table 1 (2012年)
005	FT	熱帯及び亜熱帯果実類 (果皮も食すもの)		
006	FI	熱帯及び亜熱帯果実類 (果皮を食さないもの)		
野菜				
009	VA	鱗茎野菜類	ステップ7(2010年)	
010	VB	アブラナ科野菜類 (アブラナ科葉菜類を除く)	ステップ7(2013年)	
<u>011</u>	<u>VC</u>	<u>ウリ科果菜類</u>	ステップ3	
012	VO	ウリ科野菜を除く果菜類	ステップ7(2010年)	
013	VL	葉菜類	ステップ7(2013年)	
<u>014</u>	<u>VP</u>	<u>豆類 (未成熟)</u>	ステップ3	ステップ2/3：Table 2
<u>015</u>	<u>VD</u>	<u>豆類 (種実)</u>	ステップ3	
<u>016</u>	<u>VR</u>	<u>根菜及び塊茎状野菜類</u>	ステップ5(2013年)	
017	VS	茎葉及び葉柄野菜類	ステップ7(2013年)	
018	VF	食用きのこ類	ステップ7(2010年)	
その他				
020	GC	穀類	(未検討)	
021	GS	砂糖製造用緑草類	(未検討)	
022	TN	ナッツ類	ステップ7(2011年)	
023	SO	油用種子類	ステップ7(2010年)	(未検討)
024	SB	飲料及び砂糖菓子用種子類	(未検討)	
027	HH	ハーブ類	ステップ7(2012年)	
028	HS	スパイス類	ステップ7(2011年)	